

# 保育所等利用のしおり

【利用申込み（認可保育所・保育ママ・幼保連携型認定こども園（2・3号））】

## 1 令和8年4月1日からの利用を希望する方

★受付期間外に提出された書類は、返却します。

利用申込受付期間	
一次選考	令和7年10月31日(金)～令和7年12月5日(金) <b>午後5時 必着</b> ※就労証明書等の添付書類も申請と同時に提出してください。 ただし、一次選考は、転入証明書類（不動産（建物）の売買契約書の写し等）のみ、 <b>令和8年1月9日(金)午後5時(必着)まで</b> 受け付けます。
二次選考	令和7年12月8日(月)～令和8年2月13日(金) <b>午後5時 必着</b>

★受付時間：午前8時30分～午後5時（郵送受付も可能です。）

★土・日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は、受け付けできません。休日開庁日も受け付けできません。

★令和8年4月1日までに出産予定の方も、申込みが可能です。（詳細は、P11参照）

★申込みは、年度内有効（当該年度4月～3月）です。毎月の申込みは、不要です。ただし、申込内容に変更がある場合は、申込内容変更申請書等の提出が必要です。※翌年度4月以降の申込みは、再度新規申込みが必要です。

★育児休業の延長・育児休業給付金の申請については、市ではご案内できません。必ず事前に事業者、ハローワーク等に詳細をご確認ください。

### 一次選考結果

選考結果 **利用不可** 発送日：**令和8年2月2日(予定)** 選考結果 **利用可** 発送日：**令和8年2月6日(予定)**

### 二次選考結果

選考結果 **利用不可** 発送日：**令和8年3月2日(予定)** 選考結果 **利用可** 発送日：**令和8年3月6日(予定)**

※結果通知の到達をもっての回答となりますので、選考結果について電話でのお答えはできません。

## 2 令和8年5月1日以降の利用を希望する方

下記の利用申込受付期限までに申込みをしてください。原則として、各受付期限の1か月前から受け付けを開始します。  
<結果のお知らせ>

**利用内定** 原則利用選考会議日に電話連絡（通知は後日発送）

**利用不可** 利用選考会議月の月末に通知を郵送 ※**年度の初回申込月のみ郵送**

**初回通知月の翌月以降の利用不可通知が必要な場合** 通知が必要な利用開始日の利用選考会議月の月末頃に「結果通知（利用不可）発行願ひ」（市ウェブサイトからダウンロード可）で申請

※下記利用申込受付期限が祝日となった場合は、翌開庁日が期限となります。

利用開始日	利用申込受付期限 ◆必着	利用選考会議（予定）
5月1日	令和8年4月6日（月）	令和8年4月14日（火）
6月1日	令和8年5月7日（木）	令和8年5月15日（金）
7月1日	令和8年6月8日（月）	令和8年6月16日（火）
8月1日	令和8年7月6日（月）	令和8年7月14日（火）
9月1日	令和8年8月6日（木）	令和8年8月17日（月）
10月1日	令和8年9月7日（月）	令和8年9月15日（火）
11月1日	令和8年10月6日（火）	令和8年10月15日（木）
12月1日	令和8年11月6日（金）	令和8年11月16日（月）
1月1日	令和8年12月7日（月）	令和8年12月15日（火）
2月1日	令和9年1月4日（月）	令和9年1月12日（火）
3月1日	令和9年1月4日（月）	令和9年2月9日（火）

●申請書等送付先● ※事業により送付・問合せ先が異なる場合があります。

〒206-8601 稲城市東長沼2111

稲城市役所子ども福祉部子育て支援課 保育・幼稚園入所認定係

電話：042-378-2111（内線233・234）

令和7年10月発行

※このしおりの内容に修正・変更が生じた場合は、市ウェブサイトでお知らせします。

# 目次

<b>I 保育所等利用に係る制度について</b> .....	<b>1</b>
1 受入対象となる児童の生年月日 .....	1
2 市内の保育施設の種類及び利用申込先 .....	1
3 教育・保育給付認定について .....	2
4 保育認定（2・3号）の利用について.....	2
<b>II 認可保育所・家庭的保育事業（保育ママ）・サザンヒルズこども園（保育所機能部分）・矢の口幼稚園（0～2歳児クラス）の利用申込み</b> .....	<b>4</b>
1 利用申込みから決定までの流れ .....	4
2 申込みに関する重要事項 .....	5
3 利用調整における指数について .....	6
4 申込みに必要な提出書類 .....	9
5 0歳児の利用開始可能日について .....	11
6 申込中の内容変更について .....	11
<b>III 利用開始後に必要な手続き</b> .....	<b>12</b>
1 家庭状況の変更と必要な届出 .....	12
2 現況調査について .....	14
3 保育所等の利用に関する重要事項 .....	14
<b>IV 保育料（利用者負担額）について</b> .....	<b>15</b>
<b>V 各施設の概要等</b> .....	<b>16</b>
1 認可保育所 .....	16
2 家庭的保育事業（保育ママ） .....	20
3 認定こども園 .....	22
4 幼稚園 .....	25
5 東京都認証保育所（認可外保育施設） .....	26
6 企業主導型保育事業（認可外保育施設） .....	26
<b>VI その他の保育事業</b> .....	<b>27</b>
1 一時預かり事業 .....	27
2 休日保育事業 .....	27
3 年末保育事業 .....	28
4 ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業） .....	28
5 病児保育事業 .....	29
<b>VII 幼児教育・保育の無償化及び幼稚園・認可外保育施設の補助金</b> .....	<b>30</b>
1 幼児教育・保育の無償化（国制度）について.....	30
2 幼稚園・認可外保育施設の補助金 .....	32
<b>IX よくある質問</b> .....	<b>33</b>

# I 保育所等利用に係る制度について

## 1 受入対象となる児童の生年月日

クラス	児童生年月日
5歳児	令和2年(2020年)4月2日～令和3年(2021年)4月1日
4歳児	令和3年(2021年)4月2日～令和4年(2022年)4月1日
3歳児	令和4年(2022年)4月2日～令和5年(2023年)4月1日
2歳児	令和5年(2023年)4月2日～令和6年(2024年)4月1日
1歳児	令和6年(2024年)4月2日～令和7年(2025年)4月1日
0歳児	令和7年(2025年)4月2日～(施設によって異なる。)

※0歳児の利用開始可能日については、P11をご確認ください。

## 2 市内の保育施設の種類及び利用申込先

施設種別	受入年齢 (令和8年4月1日時点)	利用申込先	市内施設数
認可保育所	0～5歳児(就学前)	市役所	20園(P17～19) (分園も1園としてカウント)
家庭的保育事業(保育ママ)	0～2歳児	市役所	2事業者(P21)
幼保連携型認定こども園 (サザンヒルズこども園)	0～5歳児(就学前) 保育所機能部分	市役所	1園(P19・22・25)
	3～5歳児(就学前) 幼稚園機能部分	園を通して市役所	
幼保連携型認定こども園 (矢の口幼稚園)	0～2歳児 保育所機能部分	市役所	1園(P19・22・25)
	3～5歳児(就学前) 保育所機能部分 幼稚園機能部分(満3歳児 クラスを含む。)	園を通して市役所	
幼稚園型認定こども園	満3～5歳児(就学前)	園を通して市役所	2園(P22・25)
幼稚園	満3～5歳児(就学前)	園	4園(P25)
東京都認証保育所	0～5歳児(就学前)	園	3園(P26)
企業主導型保育事業	0～5歳児(就学前)	園	2園(P26)

※施設数は、本しおり発行時点の予定です。

※各施設の詳細は、掲載ページをご確認ください。

### 3 教育・保育給付認定について

下記施設の教育や保育を利用する場合は、お子さんの年齢や保護者の就労状況等に応じて、教育・保育の必要性の認定（子どものための教育・保育給付認定）が必要です。稲城市内の認可保育所等の利用申込みでは、保育所等利用申込書と子どものための教育・保育認定申請書が兼用となっていますので、利用申込みと認定の申請が同時にできます。

認定区分		認定対象	利用できる主な施設
1号認定	教育認定	満3歳以上の児童で、幼稚園（新制度*）・認定こども園（幼稚園機能部分）の利用を希望する場合	・幼稚園（新制度） ・認定こども園（幼稚園機能部分）
2号認定	保育認定	満3歳以上の児童で、保護者の就労等によりお子さんの保育を希望する場合	・認可保育所 ・認定こども園（保育所機能部分） ・企業主導型保育事業（地域枠）
3号認定	保育認定	満3歳未満の児童で、保護者の就労等によりお子さんの保育を希望する場合	・認可保育所 ・認定こども園（保育所機能部分） ・家庭的保育事業（保育ママ）等の地域型保育事業 ・企業主導型保育事業（地域枠）

\* 子ども・子育て支援の新制度に移行した園。新制度に移行していない幼稚園（現行制度幼稚園）を利用する場合は、上記認定の必要はありません。

※東京都認証保育所等の認可外保育施設（企業主導型保育事業（地域枠）を除く。）を利用する場合は、上記認定の必要はありません。ただし、幼児教育・保育の無償化を受けるにあたっては、「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります（企業主導型保育事業を利用する場合を除く）。（詳細は、P31参照）

### 4 保育認定（2・3号）の利用について

保育所等は、保護者が就労、介護等で児童を保育できない場合に、児童（0～5歳児の乳幼児）を、日々一定の時間、保護者に代わって保育するところです。

したがって、保育所等は、幼児教育を目的とする幼稚園とは異なり、小学校入学準備としての「しつけ」や集団生活に「慣れさせるため」というような理由では利用できません。

#### 【注意】 次の場合は、保育所等の利用申込みはできません。

- ・ 幼児教育や集団生活に慣れさせることだけが目的である場合
- ・ 利用希望月内に、当該児童にかかる育児休業等からの復職を予定しない場合  
※利用後に当該児童の育児休業を取得する場合は、その児童は退所となります。
- ・ 集団保育ができない場合

## ■ 保育認定の要件・保育期間・利用時間区分

保育認定の対象となるお子さんは、保護者が下記の理由により日常において保育ができない状況にあり、集団保育が可能であるお子さんです。

※いずれの要件にも該当しなくなった場合は、退所となります。

要件	保育期間	利用時間区分
就労 (就労内定を含む。)	小学校就学前までの期間 ※「就労」要件の最低基準は、 <b>週3日以上かつ週12時間以上</b> です。この基準を下回る場合は、「求職活動」要件として扱います。 ※育児休業からの復職予定で利用申込みをし、内定した場合は、 <b>利用開始月中に復職する必要があります</b> 。育児休業を継続し、復職しない場合は、入所できません。また、利用開始月中に復職しなかった場合は、退所となります。	保育標準時間 保育短時間
出産 (産前産後休業を含む。)	出産月及びその前後2か月(最長5か月) ※「出産」要件で利用を開始した場合は、「出産」要件の期限日をもって退所となり、要件を変更して利用を延長することはできません。	
育児休業 (在園児のための認定)	育児休業を取得している期間 ※在園児の下の子の育児休業を取る場合に限り、当該在園児について認定します。「育児休業」要件で利用開始をする申込みはできません。 ※育児休業の対象児童本人の育児休業認定はできないため、在園児本人の育児休業を取得する場合は、退所となります。	保育短時間 ※育児休業中に就労する方で、就労要件を満たす方は、保育標準時間にすることができます。その場合は、就労証明書の提出が必要です。
疾病・障害	疾病・障害により家庭での保育が困難であると認められる期間	保育標準時間 保育短時間
看護・介護	看護・介護が必要と認められる期間 ※「看護・介護」要件の最低基準は、 <b>週3日以上かつ週12時間以上</b> です。この基準を下回る場合は、「求職活動」要件として扱います。	
就学	在学施設を卒業するまでの期間 ※「就学」要件の最低基準は、 <b>週3日以上かつ週12時間以上</b> です。この基準を下回る場合は、「求職活動」要件として扱います。	
求職活動	3か月間 ※期間内に就労を開始できない場合は、退所となります。	
災害復旧	災害の復旧が完了するまでの期間	
その他特別な支援が必要と認められる場合	必要と認められる期間	

## ■ 利用時間区分

保育の利用時間区分は、保育標準時間(最大11時間)と保育短時間(最大8時間)の2区分に分けられます。なお、実際の日々の保育時間は、保護者と施設との間で決定します。

区分	利用時間
保育標準時間	1日最大11時間(原則午前7時～午後6時)
保育短時間	1日最大8時間(原則午前8時30分～午後4時30分)

※利用時間を超えて利用する場合は、別途延長保育料が発生します。

※認定こども園の利用時間帯は、園にお問い合わせください。

## Ⅱ 認可保育所・家庭的保育事業（保育ママ）・サザンヒルズこども園（保育所機能部分）・矢の口幼稚園（0～2歳児クラス）の利用申込み

※東京都認証保育所、企業主導型保育事業、幼稚園、幼稚園型認定こども園、サザンヒルズこども園（幼稚園機能部分）、矢の口幼稚園（3～5歳児クラス）の申込方法については、P22以降を参照し、不明点は各施設に直接お問い合わせください。

### 1 利用申込みから決定までの流れ

#### 申込み

- ◎ 提出書類：P9～11に記載の提出書類を提出してください。
- ◎ 受付期間：本しおりの表紙をご確認ください。
- ◎ 受付場所：子育て支援課保育・幼稚園入所認定係（市役所2階）  
※郵送可  
※郵送の場合は、提出された書類の内容のみをもって選考します。書類の記入漏れ・不足のないようご注意ください。
- ◎ 障害のあるおさんは、申込前に利用希望施設の見学をお願いします。
- ◎ 医療行為が必要なお子さんの申込みを希望する場合は、事前に子育て支援課にお問い合わせください。（P5「申込みに関する重要事項」No.20参照）  
※本しおり発行時点では、4月入所の医療的ケアの実施の申込みは終了しています。

#### 利用選考会議

指数の高い児童から内定者を決定します。  
※指数については、P6～8参照  
※先着順ではありません。

（例）

Aさん 指数40点 第1希望●園 第2希望★園  
Bさん 指数36点 第1希望●園 第2希望★園  
Cさん 指数32点 第1希望★園 第2希望●園

★園と●園の施設に1ずつ空きがある場合

●園…1番指数の高いAさんが内定します。

★園には、指数の高いBさんと、★園を第1希望にしているCさん、どちらが内定になるのか？

★園…次に指数の高いBさんが内定します。

#### 内定

- ・4月一次選考：2月上旬頃に通知
- ・4月二次選考：3月上旬頃に通知
- ・5月以降の入所：原則各月の選考会議日に電話連絡
- ※通知前・電話連絡前の選考結果については、お答えできません。

#### 利用不可

- ・4月一次選考：2月上旬頃に通知
- ・4月二次選考：3月上旬頃に通知
- ・5月以降の利用：各月選考会議後の月末に通知
- ※利用不可の通知は、年度の初回申込月のみ郵送します。

#### 面談・健康診断

内定施設から、面談、健康診断等についての連絡があります。保育ママの場合は、条件を確認した上で保育ママと契約を結び、利用決定となります。  
※面談・健康診断の結果によっては、内定が取消しになることがあります。

#### 待機

利用不可となった場合は、待機となります。年度途中で施設に空きが出た場合は、毎月の選考会議で内定者を決定します。  
●以下の場合は、追加の手続きが必要です。  
・希望園の追加・削除を希望する場合  
・就労内容や家庭状況に変更があった場合  
・申込の取下げを行う場合（入所希望がなくなった場合は、速やかに申込みを取り下げてください。）

#### 利用決定

お子さんが保育所に慣れるために、原則として、10日ほど「ならし保育」を行います。その期間はお迎えが早くなる場合がありますので、ご注意ください。  
※ならし保育の期間、時間等は、保護者と施設で決定します。また、ならし保育を入所前月にすることはできません。

待機中は、認定こども園、幼稚園、東京都認証保育所、企業主導型保育事業、ファミリー・サポート・センターの利用もご検討ください。いずれも無償化の対象です。

令和8年度の利用・転園申込みは、令和8年度中の選考会議分のみ有効です。次年度以降も入所・転園を希望する場合は、再度申込みが必要です。

## 2 申込みに関する重要事項

※保育所等申込みに関する重要事項です。ご了承の上で、お申込みください。

No.	内容
1	申込みは、申込対象年度内有効です。 申込みの意思がなくなった場合は、速やかに申込取下届を提出してください。
2	利用不可の場合は、「子どものための教育・保育給付 利用調整結果通知書（利用不可）」を初回申込月のみ送付します。初回申込月の翌月以降の選考結果については、内定となった場合のみ連絡します。初回通知月の翌月以降の利用不可の通知が必要な場合は、別途発行申請をしてください。
3	4月入所以外の利用調整結果については、内定した場合に電話でご連絡します。 2日以上、連絡がつかない場合は、次の方に内定を出す場合があります。
4	申請内容が利用開始月の状況と異なる場合・事実と異なる場合は、内定取消し又は退所となります。
5	ご家庭及び就労の状況について、実態確認のため、ご家庭や職場に対し調査する場合があります。
6	利用選考会議では、申込受付期限までに提出された書類によって選考します。締切後に提出された書類は、次回の選考会議での選考対象となります。
7	受付した書類は、返却しません。必要な書類は、写しを取っておいてください。
8	提出書類に不備又は不足があった場合は、指数の減点又は一番低い指数となる場合があります。
9	申請後、家庭状況、就労状況等が変わった場合は、至急ご連絡の上、変更の届出をしてください。ご連絡がなく内定後にその事実が判明した場合は、内定取消し又は退所となります。
10	希望施設は通える範囲内で、通いたい順番に書いてください。指数順に内定者を決定するため、希望施設の順位や希望施設の数、選考に影響ありません。
11	<b>【育児休業を取得している方】</b> 施設の利用開始月の末日までに復職できない場合は、内定取消し又は退所となります。また、指定する期日までに復職証明書が提出できない場合は、退所となります。育児休業の延長や育児休業給付金の申請については、市ではご案内できませんので、必ず事前に事業者、ハローワーク等に詳細をご確認ください。
12	<b>【就労内定の方】</b> 施設の利用開始月中に就労開始できない場合又は内定の内容と異なる就労となる場合は、内定取消し又は退所となります。また、指定する期日までに就労証明書が提出できない場合は、退所となります。
13	<b>【転入予定で申込みの方】</b> 利用開始月の1日までに稲城市に転入及び子育て支援課に転入の届出（詳細は、保育所等利用のしおりP10をご確認ください。）をしてください。できない場合は、内定取消しとなります。
14	「就労」「看護・介護」「就学」要件の最低基準は、週3日以上かつ週12時間以上です。この基準を下回る場合は、「求職活動」要件として扱います。
15	「求職活動」要件で利用を開始した場合で、利用開始月を含む3か月以内に就労を開始できないときは、退所となります。
16	「出産」要件の利用期間は、最長で出産月及びその前後2か月間の計5か月間（出産月の翌々月末で退所）です。「出産」要件で利用を開始した場合は、要件を変更して利用を延長することはできません。
17	<b>【希望利用時間区分を保育短時間にした方】</b> 午前8時30分～午後4時30分以外の時間帯で利用する場合は、延長保育料がかかります。（施設種別により時間帯が異なる場合があります。）
18	<b>【保育ママに申込みをする方】</b> 食物アレルギーを保有するお子さん、熱性けいれんを起こしたことがあるお子さん、医療的ケアが必要なお子さんは、保育ママに申込みすることができません。その他、認可保育所とは異なる点がありますので、保育所等利用のしおりP20・21をご確認ください。面接・健康診断終了後、直接保育ママと契約を結び、利用開始となります。
19	障害をお持ちのお子さんは、障害の程度が中・軽度で集団保育が可能である場合に、利用することができます。入所選考の結果、内定が出た場合でも、面談等の結果、お子さんの状況によっては利用できなくなる場合もあります。申込前に利用希望施設の見学をお願いします。
20	医療的ケアが必要なお子さんの申込みを希望する場合は、事前に子育て支援課にお問い合わせください。利用申込みの前に、医療的ケア実施申込み（事前相談、施設見学等が必要）をする必要があります。保育所等での医療的ケアの実施が可能と決定された方は、利用申込みを行うことができます。そのため、利用希望月の選考に間に合わないことがあります。また、申込後又は入所後に医療的ケアの内容が変更となった場合は、再度、保育所等での医療的ケア実施の可否の検討が必要となる場合があります。
21	利用内定後、申込書の表紙及び児童の健康状況のページを内定施設に提供します。また、利用開始後に施設から照会があった場合は、提出された書類の内容について施設に情報提供する場合があります。
22	保育料を滞納している場合は、指数の減点の対象となるため、入所の優先順位が下がります。また、滞納状況を保育所等にお知らせすることがあります。

### 3 利用調整における指数について

■利用調整に係る基準指数表 稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用についての調整に関する規則別表第1  
※指数は、適切な調整のために変更となる場合があります。

保護者の状況（同居の家族その他の者が児童の保育を必要とする場合）				
番号	類型	基準指数	項目	
1	就労・自営 (中心者等)	40	週40時間以上の就労常態	
		36	週35時間以上40時間未満の就労常態	
		34	週30時間以上35時間未満の就労常態	
		32	週25時間以上30時間未満の就労常態	
		29	週20時間以上25時間未満の就労常態	
		26	週17時間以上20時間未満の就労常態	
		23	週14時間以上17時間未満の就労常態	
		20	週12時間以上14時間未満の就労常態	
		自営 (協力者)	38	週40時間以上の就労常態
			34	週35時間以上40時間未満の就労常態
	32		週30時間以上35時間未満の就労常態	
	30		週25時間以上30時間未満の就労常態	
	27		週20時間以上25時間未満の就労常態	
	24		週17時間以上20時間未満の就労常態	
	21		週14時間以上17時間未満の就労常態	
	19		週12時間以上14時間未満の就労常態	
	2		求職活動中	10
	3	出産	40	出産する場合（出産月並びに当該出産月の前月、前々月、翌月及び翌々月の間とする。）
	4	疾病・心身障害	長期入院	40
居宅内疾病			40	常時病臥(が)（疾病のため、1日の大半を病床で過ごしていることをいう。）
			28	重度の精神性疾患、感染症及び難病（国及び東京都が指定する特殊疾病に限る。） 一般療養（上記疾病以外で、医師から安静を指示されていることをいう。）
心身障害者		40	身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳1度から3度まで又は精神障害者保健福祉手帳1級・2級に該当する者	
		32	身体障害者手帳3級、愛の手帳4度又は精神障害者保健福祉手帳3級に該当する者	
		24	身体障害者手帳4級に該当する者	
5	看護・介護	入院・通院・その他通い	30	週3日以上かつ週12時間以上の親族の付添い看護、介護等を病院、親族の家等において必要とする場合
		自宅介護	38	児童の同居家族に長期の病人等があり、その者が要介護4・5、身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳1度・2度又は精神障害者保健福祉手帳1級・2級のいずれかに該当し、週3日以上かつ週12時間以上の看護又は介護が必要である場合
	30		児童の同居家族に長期の病人等があり、その者が要介護1から3まで、身体障害者手帳3級、愛の手帳3度・4度又は精神障害者保健福祉手帳3級のいずれかに該当し、週3日以上かつ週12時間以上の看護又は介護が必要である場合	
	26		児童の同居家族に長期の病人等（上記以外の者）があり、その者について週3日以上かつ週12時間以上の看護又は介護が必要である場合	
6	災害	40	火災その他の災害の復旧のために保育に当たることができない場合	
7	就学	34	週40時間以上の就学常態	
		28	週30時間以上40時間未満の就学常態	
		23	週20時間以上30時間未満の就学常態	
		17	週12時間以上20時間未満の就学常態	
8	特例	協議の上決定	上記以外で保育が困難と認められる場合	

備考

- 1 類型が就労・就労内定の場合は、申請時に保護者から提出された市様式の就労証明書（以下単に「就労証明書」という。）の雇用契約上の就労時間欄に記載された就労時間に基づいて選考する。ただし、申請時に転職することが決まっている場合は、転職先の予定就労時間を用いる。
- 2 類型が就労・就労内定又は就学の場合において、就労時間又は就学時間は、原則として休憩時間を含む。
- 3 児童の保育を必要とする日数及び時間の最低基準は、週3日以上かつ週12時間以上とする。
- 4 指数は、各申込受付期限日までに提出された書類により決定する。
- 5 父の状況に係る基準指数と母の状況に係る基準指数が異なるときは、その低い方の基準指数を当該世帯の基準指数とする。
- 6 この表において「自営」とは、次の各号のいずれかに該当することをいう。
  - (1) 父若しくは母又はその親族が事業主として個人事業を営んでいること。
  - (2) 父若しくは母又はその親族が代表者として法人（従業員数が50人以下のものに限る。）を営んでいること。
  - (3) 父又は母が他の事業主等と業務委託、請負等に係る契約を締結し、これに基づく業務を受託等して就労していること。
- 7 この表において「中心者等」とは、経営者及び経営者以外で法人その他の団体に属し、就労時間に照らして妥当な給与等（最低賃金以上）を支給されている者をいう。
- 8 この表において「協力者」とは、中心者等以外の者をいう。
- 9 転園申請における基準指数は、新規申請と同様に算定する。
- 10 産後・育児休業中の者について、利用開始月中に復職予定があるときは、基準指数は、当該復職後の雇用契約における勤務時間数を基礎として算定する。ただし、転園申請において復職をしないときは、求職活動中とみなす。
- 11 利用開始日時点の雇用契約における就労時間が、就労証明書に記載された就労時間を下回ることになった場合は、原則として、内定を取り消すものとする。
- 12 職業訓練のために職業訓練校に通う場合は、就学とみなす。
- 13 育児短時間就労（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第23条第1項に規定する育児のための所定労働時間の短縮措置をいう。以下同じ。）中の者については、就労証明書に雇用契約上の就労時間が記載されている場合はその時間数に基づいて選考し、就労証明書に雇用契約上の就労時間が記載されていない場合は当該就労証明書に記載された育児短時間就労の時間数に基づいて選考する。

■利用調整に係る調整指数表 稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用についての調整に関する規則別表第2

類型	番号	調整項目	調整指数
全体に 共通	1	児童擁護及び虐待防止の観点から、保育所等の利用に関し特別な支援が必要と認められる場合	協議の上決定
	2	次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 市内の家庭的保育事業を利用する児童が満3歳となった日の属する年度の3月31日で退所し、かつ、その翌年度の4月1日から保育所の利用を申し込む場合 (2) 市内の家庭的保育事業が閉所することにより退所し、かつ、その翌年度の4月1日から保育所の利用を申し込む場合	協議の上決定
	3	生活保護世帯	+15
	4	ひとり親世帯（離婚、死別、行方不明、拘禁、未婚等により母子・父子家庭となった世帯であって、かつ、親族以外の同居人がいない世帯をいう。）	+30
	5	ひとり親世帯に準ずる世帯（離婚協議中又は離婚調停中であって、配偶者と同居しておらず、かつ、親族（配偶者を除く。）以外の同居人がいない世帯をいう。）	+15
	6	父又は母が利用開始予定日において、市内の居住場所から40km以上離れた場所に単身赴任となることが見込まれ、そのことについて勤務先等による証明書が提出された場合	+4
	7	当該年度の市町村民税（利用を希望する月が4月から8月までの場合は前年度の市町村民税）が非課税である世帯又は申請後に非課税となり、そのことについて届け出た世帯	+5
	8	申請時において、次の各号のいずれかに該当する世帯 (1) 東京都認証保育所その他都道府県に届出のある認可外保育施設を、週4日以上かつ6か月以上継続して利用している場合 (2) 特定教育・保育施設又は東京都認証保育所その他都道府県に届出のある認可外保育施設において、一時預かりを週平均3日以上かつ4か月以上継続して利用している場合	+2
	9	利用調整に係る会議の日時点で、当該児童の兄弟姉妹が現に在園している園（本園と分園の区別がある園については、本園及び分園は同園とみなす。幼保連携型認定こども園又は幼稚園及び子どもの森の口保育園は同園とみなす。）を希望する場合（当該児童の兄弟姉妹が現に希望する園の認定こども園（1号認定）に在園している場合を含む。）（利用開始希望月において当該児童の兄弟姉妹が卒園し、又は退所する場合を除く。）	+2
	10	双子、三つ子その他の多胎児に係る申込みであって、同時に同じ園を希望する場合	+2
	11	3歳以上の歳児クラスに申し込む場合で、かつ、稲城市で最初に利用を希望した月から継続して1年以上待機している場合	+2
	12	利用調整に係る会議の日の2日前（その日が稲城市の休日と定める条例（平成元年稲城市条例第16号）第1条第1項に規定する市の休日であるときは、市の休日の前日。以下同じ。）時点で保育料を滞納していることが確認できた世帯	-10
	13	利用調整に係る会議の日の2日前時点で3か月分以上の保育料を滞納していることが確認できた世帯	-40
	14	65歳未満の祖父又は祖母が同居（二世帯住宅であっても住民票上同一世帯であれば同居とみなす。）しており、かつ、児童の保育に当たることができない要件（別表第1に規定する状況）が確認できない場合	-3
	15	児童又は保護者の身体的理由等により、在籍していた保育所等を2か月以上継続して通所できないために退所した児童が、同じ保育所等に申込みをする場合	+20
	16	平成31年4月1日から令和6年3月31日までの間の入所の1歳以上の歳児クラスの保育の利用を可能とされたが、利用調整に係る会議の結果通知後、保護者が対象児童の育児休業を延長することにより、当該利用開始月の保育の利用をしない旨の申出をした場合	+20
	17	希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長を許容できる旨の申出をした場合	基準指数及び調整指数に関わらず、当該児童の指数を5とする。
就労	18	就労することが内定している場合（自営を除く。）。ただし、申請時点からその内定している就労を開始するまでの間に就労中であることを証明する書類の提出があった場合は、この減点調整は行わない。	-3
	19	出産等を理由として離職した職場に再度就労することが内定している場合（自営を除く。）。であって、かつ、以前に3か月以上の就労実績がある場合。ただし、申請時点からその内定している就労を開始するまでの間に就労中であることを証明する書類の提出があった場合は、この減点調整は行わない。	-1
	20	自営として就労することが内定している場合。ただし、申請時点からその内定している就労を開始するまでの間に就労中であることを証明する書類の提出があった場合は、この減点調整は行わない。	-4
	21	自営（内定している場合を除く。）。の場合で、必要書類を欠き、事業の実績が確認できない場合	-4
	22	母が、児童の弟妹の出産に伴い産前産後休業又は育児休業を取得したことにより、市内の認可保育所又は家庭的保育事業を退所した場合であって、当該児童が母の育児休業期間の満了に伴い、申込みをする場合（退所した児童についてのみ適用する。）	+20
	23	保育施設で保育士として就労している（就労内定を含む。）場合	+2
	24	同一世帯に要介護認定を受けている者、身体障害者手帳、愛の手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持する者又は難病（国及び都が指定する特殊疾病に限る。）に罹患している者（いずれも申請の対象となる児童を含み、当該児童の保護者を除く。）があり、その介護をする必要がある場合	+1
就労・就学	25	就労中又は就学中であって、かつ、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持し、又は難病（国及び都が指定する特殊疾病に限る。）に罹患している場合	+2
求職	26	直近月における求職活動支援機関等利用証明書又は採用選考証明書を提出した場合	+2
疾病・心身障害	27	保護者が身体障害者手帳3級・4級に該当し、かつ、次に掲げる障害状況により日常生活が著しく制限されると認められる場合 (1) 内部障害 外出が制限されるもの (2) 肢体不自由 義足等を使用し、歩行に困難を伴うもの (3) 聴力障害 日常会話において意思疎通が困難なもの (4) 視力障害 単独歩行に困難を伴うもの	+4

備考

- 1 調整指数は、保護者からの申請に基づき、書類等で事実が確認できる場合に適用する。
- 2 調整指数は、父又は母のうち指数が低い方に対し適用する。ただし、番号18から番号21まで及び番号26については、指数にかかわらず、父又は母のうち該当する者にも適用する。
- 3 番号3及び番号7の要件の両方に該当するときは、番号3の要件にのみ該当するものとみなす。
- 4 番号4から番号6までの要件に複数該当するときは、最も指数の高い要件にのみ該当するものとみなす。
- 5 番号12及び番号13の要件の両方に該当するときは、番号13の要件にのみ該当するものとみなす。
- 6 番号18及び番号19の要件の両方に該当するときは、番号19の要件にのみ該当するものとみなす。

■利用調整に係る優先順位表 稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用についての調整に関する規則別表第3

優先順位	項目
1	市内在住の者（転入予定者を含む。）
2	当該世帯における基準指数と調整指数の合計が高い者
3	福祉的観点より、別表第1における世帯の類型番号の優先順位（下記(1)から(8)までの順位）が高い者（世帯の類型番号は、父又は母のいずれかが(4)1〔就労〕以外の類型番号である場合はその(4)1〔就労〕以外の類型番号とし、父及び母がともに(4)1〔就労〕以外の類型番号である場合は優先順位（下記(1)から(8)までの順位）が高い方の類型番号とする。） (1) 8〔特例〕 (2) 6〔災害〕 (3) 4〔疾病・心身障害〕 (4) 1〔就労〕 (5) 3〔出産〕 (6) 5〔看護・介護〕 (7) 7〔就学〕 (8) 2〔求職〕
4	申込日から利用開始月までの間に現に就労（休業中の者を除く。）している状況が書類等で確認できる者
5	次に掲げる事項を総合的に考慮し、利用調整に係る会議において決定する。 (1) 就労時間、就学時間又は看護・介護の時間（父又は母の1週間当たりの就労時間、就学時間又は看護・介護の時間のいずれか短い方とする。）の長い順 (2) 父及び母の収入金額（就労証明書に記載された直近3か月（休業期間中を除く。）の平均給与額をいう。ただし、就労内定者等で実績がない者については、就労証明書に記載された3か月の平均給与見込額をいう。）の合計金額の低い順 (3) 家族の状況等

備考 選考は、歳児の低い順に行い、利用調整に係る会議の期間中に児童の転園等により保育所等の児童数に空きができた場合であっても、選考済みの者について遡及して選考を行うことはしない。

#### 4 申込みに必要な提出書類

※利用選考は、家庭状況、就労状況等が申込時から入所時まで継続しているもの（産前産後休業中、育児休業中等の場合は、利用開始月中の復職が必要）として選考します。

(1) 【必須書類】（当該年度用）保育所・保育ママ等利用申込書兼教育・保育給付認定申請書

(2) 【必須書類】 **利用開始日時点で保育が必要であることを証明する書類（父・母分）**

※事実婚の場合やパートナーがいる場合は、その方の分も必要です。

(3) 【該当者のみ】住民票上同世帯の65歳未満の祖父母がいる場合は、祖父母分の(2)の書類

※複数の「保育を必要とする事由」がある場合は、該当する全ての書類を提出してください。

※(3)について、祖父母分の書類がなくても保育所等申込みと認定はできますが、利用調整の指数が減点されます。

※書類に虚偽・不備がある場合は、無効となります。

※就労証明書は、**稲城市学童クラブ申請書類と共通**です。兄弟の学童クラブと保育所を同時に申し込む方は、締切日が早い方の申込みに原本を、締切日が遅い方の申込みにコピーを提出してください。

※いずれの事由の場合でも、申し込む年度中に出産予定の場合は、母子手帳のコピーを提出してください。

※各様式は、市ウェブサイトからダウンロードできます。

保育を必要とする事由	必要書類
<b>就労（被雇用者）（*）</b> <b>※育児休業からの復職予定を含む。</b> <b>【対象者】</b> 正社員、派遣社員、契約社員、パート、公務員等 ※育児休業の延長、育児休業給付金の申請については、市ではご案内できませんので、必ず事前に事業者、ハローワーク等に詳細をご確認ください。	<b>就労証明書</b> （稲城市様式、様式に有効期限の詳細あり） ※4月利用申込み：当該年度「保育所等利用のしおり」配付後の証明日のものが有効 ※5月利用以降申込み：希望利用月の1日から起算して前6か月以内の証明日のものが有効 ※産前産後休業中・育児休業中で申請する場合は、 <b>利用開始月中に復職することを条件として</b> 申し込むことができます。 ※2か所以上の職場で就労の場合は、①各職場の就労証明書 ②スケジュール表が必要です。 ※転職等により、申込み時点と利用開始時点で就労状況が異なる場合は、申込み時点の就労証明書と利用開始時点の就労証明書（就労内定証明書）の両方を提出してください。就労状況変更後の証明書を提出できない場合は、申込み時点の就労証明書を提出してください。この場合、就労状況変更後の就労時間が、提出した就労証明書の就労時間を下回るときは、 <b>内定取消し</b> となります。 ※申込後に就労時間が変更となり、利用開始月に、申込時に提出した就労証明書の就労時間を下回って復職又は就労をする場合は、 <b>内定取消し又は退所</b> となります。
<b>就労内定（*）</b>	<b>就労証明書</b> （自営業等の方は、下段「就労（自営業等）」の②・③の書類も必要です。） ※利用開始月中に、就労を開始する必要があります。 ※就労開始後に、再度就労証明書を提出してください。その場合の就労証明書の証明日は、就労開始日以降の日付のみ有効です。
<b>就労（自営業等）（*）</b> <b>【対象者】</b> 自営業、親族経営の従業員、業務委託受注者、フリーランス、会社役員等	<b>①就労証明書</b> （稲城市様式に、経営者、中心者等が記入してください。） <b>②スケジュール表</b> <b>③自営実績書類</b> （法人の場合・自宅以外の場所に事業所を構えている場合・祖父母は、提出不要） (1) 確定申告書（事業を実施している直近年のもの） (2) 直近3か月の収入が分かる書類（通帳の写し等） (3) 営業許可証（開業届）の写し (1)~(3)のいずれかの写しを提出してください。 ※勤務実態調査のために、後日追加で資料の提出を求める場合があります。
<b>出産</b>	<b>母子手帳のコピー</b> （①父母氏名 ②分娩予定日の記載があるページ） ※①・②は、稲城市母子手帳のP1・4に記載されています。 ※利用期間は、最長で出産月及びその前後2か月間の計5か月間（出産月の翌々月末で退所）です。「出産」要件で利用を開始した場合は、要件を変更して利用を延長することはできません。
<b>疾病・障害</b>	次のいずれかが必要です。 <b>①診断書</b> （希望する保育の利用開始日を含む治療期間と家庭保育が困難であることの記載があるもの） <b>②障害者手帳等の写し</b>
<b>看護・介護（*）</b>	<b>①被看護者・被介護者の診断書、障害者手帳等の写し</b> <b>②スケジュール表</b>
<b>就学（*）</b>	<b>①在学証明書</b> （学校が発行したもの） <b>②スケジュール表</b>
<b>求職活動</b>	<b>求職活動申告書</b> （提出がなくても申込み可） ※利用開始月を含む3か月以内に就労を開始する必要があります。

\* 「就労」「看護・介護」「就学」要件の最低基準は、**週3日以上かつ週12時間以上**です。

**(4) 【該当者のみ】世帯の状況によって提出が必要な書類**

世帯の状況	必要書類
市町村民税非課税世帯	【4月～8月利用希望】令和7年度市町村民税非課税証明書（父母分） 【9月～翌3月利用希望】令和8年度市町村民税非課税証明書（父母分） ※課税自治体発行のもの ※稲城市で市民税決定している場合は、提出不要
ひとり親世帯・準ひとり親世帯 ※右記①②のどちらにも該当する場合 ※事実婚の場合やパートナーがいる場合は、非該当	戸籍謄本、事件係属証明書、離婚受理証明書、児童扶養手当受給証、弁護士が発行した証明書、大使館発行の独身証明書（外国籍の方）のいずれか ※世帯の条件 ①住民票上別住所（市外からの転入の場合は、住民票の提出が別途必要） ②離婚、離婚協議中又は離婚調定中
生活保護世帯	生活保護受給証明書 ※稲城市から生活保護を受給している場合は、提出不要
認可外保育施設を週4日以上かつ6か月以上利用している	保育受託証明書 ※稲城市様式に施設の証明が必要
認可保育所等の一時預かり事業を週平均3日以上かつ4か月以上利用している	一時預かり事業利用実績証明書 ※稲城市様式に施設の証明が必要

**(5) 【該当者のみ】転入者・転出者の必要書類について**

稲城市民の方	
稲城市外の保育所の利用を希望する方	【申請書提出先・必要書類】保育所がある自治体にお問い合わせください。 ※自治体によって提出書類・期限が異なりますので、先方自治体にご確認ください。 ※稲城市を經由して必要書類を提出する場合は、保育所がある自治体の <u>締切10日前までに稲城市子育て支援課窓口</u> に提出してください。
市外在住の方	
①稲城市に転入予定がある方 ※利用開始月の1日までに転入及び本申込みが必要 （1日が土・日曜日及び祝日の場合は、その前月末の開庁日）	【申請書提出先】稲城市又はお住まいの自治体の保育所入所担当部署 【必要書類】 ①保育所・保育ママ等利用申込書兼教育・保育給付認定申請書（稲城市様式） ②保育を必要とする事由の書類（父母の就労証明書（稲城市様式）等、P9参照） ③稲城市に転入することを証明する書類（ア～ウのいずれか） ア <b>不動産（建物）の売買契約書の写し</b> ※土地の売買契約書のみは不可 イ <b>不動産（建物）の賃貸契約書の写し</b> ※(i)物件住所 (ii)引渡日（利用開始月の1日までに引渡しが行われることが分かるもの） (iii)契約者双方の氏名・印鑑が確認できるページ部分 ウ <b>転入誓約書（稲城市様式）</b> ※稲城市在住者と同居予定で転入する場合のみ ④マイナンバー（申請書へ記入＋番号確認・本人確認）又は課税証明書（*） 【転入後】稲城市へ住民票を移した旨の手続きが必要です。 ⇒稲城市へ住民票を移した後、稲城市子育て支援課保育・幼稚園入所認定係の窓口で「保育所・保育ママ等利用申込書兼教育・保育給付認定申請書」の表紙のみ記載し、提出してください（本申込み）。 ★下の子の産前産後休業・育児休業を取得中で利用開始月中に復職する予定がなくても、市外の認可保育所・認定こども園（保育所機能部分）・地域型保育事業からの転園の場合は、 <u>申込時点から利用開始月の前月末まで継続して当該施設に在籍している児童のみ、転園申込みが可能です。ただし、最低指数（10点）で審査します。</u>
②稲城市に転入予定がない方・利用開始月の2日以降に転入する方	★ <b>3歳児クラス以上の私立保育所のみ受け付けます。</b> ※選考上は、稲城市民の方が優先です。 ※0～2歳児クラスは、公立・私立を問わず、申込みできません。 【申請書提出先】お住まいの自治体の保育所入所担当部署 【必要書類】P9参照
③稲城市に転入後、前自治体の認可保育所等に継続して通園する方	稲城市へ住民票を移した後、稲城市子育て支援課保育・幼稚園入所認定係窓口で、下記書類を提出してください。 【必要書類】 ①子どものための教育・保育給付認定申請書（2・3号） （継続を希望する施設名及び施設の所在する自治体名をご記入ください。） ②保育を必要とする事由の書類（父母の就労証明書（稲城市様式）等、P9参照） ③マイナンバー（申請書へ記入＋番号確認・本人確認）又は課税証明書（*）

\* 詳細は、次ページを確認してください。

➡ **次ページもご覧ください。**

## (6) 【該当者のみ】稲城市に転入する方の課税書類の提出について

下記以外の0～2歳児クラスの方	<p>「保育所・保育ママ等利用申込書兼教育・保育給付認定申請書」の最終ページにあるマイナンバー記入欄にマイナンバーを記入してください。</p> <p>※申請書を窓口で提出する場合は、マイナンバーが確認できる書類と本人確認書類（父・母分）を持参してください。郵送で送付する場合は、マイナンバーが確認できる書類の写しと本人確認書類の写し（父・母分）を添付してください。</p> <p>※マイナンバーは、階層決定にのみ使用します。</p>						
入所選考で非課税加点が必要な方	<p><b>非課税証明書を提出してください。</b>（P10参照）</p> <p>※法令の規定により、入所選考における非課税加点にマイナンバーは利用できません。</p>						
給食費が免除になると思われる方 ※3～5歳児クラスのみ ※給食費の免除対象者は、P16・24参照	<p><b>課税証明書を提出してください。</b></p> <p>※法令の規定により、給食費免除の判定にマイナンバーは利用できません。</p> <p>※審査の結果、免除対象となった場合は、課税証明書の提出のあった日の属する月の翌月から給食費を免除します。</p> <p>※課税証明書の提出がない場合は、給食費がかかります。</p> <p>※海外に住んでいた方で、課税証明書を提出できない方は、源泉徴収票等の収入を証明する書類（給与明細の場合は、1月分～12月分（日本語訳））を提出してください。</p>						
	<table border="1"> <tr> <td>該当者</td> <td>入所月が4月～8月の場合で、令和7年1月2日以降に稲城市に転入の場合</td> <td>入所月が9月～翌3月の場合で、令和8年1月2日以降に稲城市に転入の場合</td> </tr> <tr> <td>提出書類</td> <td>転入前の自治体で発行する「令和7年度市町村民税課税証明書」（父・母分）</td> <td>転入前の自治体で発行する「令和8年度市町村民税課税証明書」（父・母分）</td> </tr> </table>	該当者	入所月が4月～8月の場合で、令和7年1月2日以降に稲城市に転入の場合	入所月が9月～翌3月の場合で、令和8年1月2日以降に稲城市に転入の場合	提出書類	転入前の自治体で発行する「令和7年度市町村民税課税証明書」（父・母分）	転入前の自治体で発行する「令和8年度市町村民税課税証明書」（父・母分）
該当者	入所月が4月～8月の場合で、令和7年1月2日以降に稲城市に転入の場合	入所月が9月～翌3月の場合で、令和8年1月2日以降に稲城市に転入の場合					
提出書類	転入前の自治体で発行する「令和7年度市町村民税課税証明書」（父・母分）	転入前の自治体で発行する「令和8年度市町村民税課税証明書」（父・母分）					

## 5 0歳児の利用開始可能日について

0歳児は、保育所等により受入可能月齢が異なります。0歳児クラスで保育所等を利用する場合は、利用開始月の1日時点で、各保育所等の受入可能月齢（P17～20参照）に達している必要があります。

令和8年4月1日までに出生予定の方
<p>① <b>4月からの利用申込みが可能です。</b> 4月利用の選考会議の結果、内定となった場合は、各保育所の受入可能月齢に達した月の翌月1日（受入可能月齢に達した日が月の初日であるときは、その日）から利用開始となります。したがって、4月1日に受入可能月齢に達していない場合は、予約内定となります。ただし、5月以降の入所会議では、予約内定はせず、受入可能月の入所会議で内定となります。</p> <p>※内定後、出産日がずれた場合は、出産日に合わせて入所月も変動します。また、4月2日以降に内定児童が生まれた場合は、内定は取消しとなります。</p> <p>※出産日が変更になった場合は、速やかに稲城市子育て支援課までご連絡をお願いします。</p> <p>② 4月二次選考の受付期限後に申込みをする場合は、受入可能月齢が経過した月の翌月1日（受入可能月齢に達した日が月の初日であるときは、その日）利用分から申込みが可能となります。（*）</p>
令和8年4月2日以降に出生予定の方
<p><b>4月からの利用申込みはできません。</b> 受入可能月齢が経過した月の翌月1日（受入可能月齢に達した日が月の初日であるときは、その日）利用分から申込みが可能となります。（*）</p>

\* 受入可能月齢が異なる施設を希望する場合は、受入可能月齢が遅い施設の申込みは、「保育所・保育ママ等利用申込内容変更申請書」で、希望施設を追加する必要があります。受入可能月齢経過後、変更希望月の利用申込受付期限までに当該書類を提出してください。

### ◆ 0歳児 利用開始可能日一覧

生後57日の園		
誕生日	4月1日利用の申込み	利用開始日
～ R8.2.3	可	4月1日
R8.2.4 ～ R8.3.5	可	5月1日
R8.3.6 ～ R8.4.1	可	6月1日
R8.4.2 ～	不可	—

生後4か月の園 ※第五保育園のみ		
誕生日	4月1日利用の申込み	利用開始日
～ R7.12.1	可	4月1日
R7.12.2 ～ R8.1.1	可	5月1日
R8.1.2 ～ R8.2.1	可	6月1日
R8.2.2 ～ R8.3.1	可	7月1日
R8.3.2 ～ R8.4.1	可	8月1日
R8.4.2 ～	不可	—

※生後57日とは、誕生日を0日目として、利用開始月の1日時点で57日目以上となることをいいます。

※生後4か月とは、誕生日を0日目として、利用開始月の1日時点で4か月以上となることをいいます。

## 6 申込中の内容変更について

申込中の内容を変更する場合は、①保育所・保育ママ等利用申込内容変更申請書 ②変更になる事由の添付書類（P9・10参照） ③家庭状況変更届（希望施設・希望順位のみの変更の場合は不要）を提出してください。申込期限は、新規申込みと同じ（表紙参照）です。詳細は、お問い合わせください。

### Ⅲ 利用開始後に必要な手続き

#### 1 家庭状況の変更と必要な届出

状況等	必要書類	提出期日、注意事項等
就労の開始 転職 就労内容変更	①家庭状況変更届 ②就労証明書 ③スケジュール表 (自営業等(*1)、2か所以上就労の場合) ④自営実績書類(*2) (法人の場合・自宅以外の場所に事業所を構えている場合は、提出不要)	【利用時間区分(短時間・標準時間)を変更する場合】 変更する月の前月までに①を提出してください。②(該当する場合は、③・④も)は、変更後に速やかに提出してください。 【利用時間区分を変更する必要がない場合】 変更後、速やかに①・②(該当する場合は、③・④も)を提出してください。 ★「就労」要件の最低基準は、 <u>週3日以上かつ週12時間以上</u> です。 *1 自営業、親族経営の従業員、業務委託受注者、フリーランス、会社役員等 *2 次のいずれかの写し (1) 確定申告書(事業を実施している直近年のもの) (2) 直近3か月の収入が分かる書類(通帳の写し等) (3) 営業許可証(開業届)の写し ※勤務実態調査のため、後日追加で資料の提出を求める場合があります。
就労内定	①家庭状況変更届 ②就労証明書 (就労後の証明日のもの)	【就労内定した場合】 就労開始予定月の前月までに①を提出し、就労開始後に②を提出してください。 【就労内定の条件で保育所の利用を申込み、利用開始した方】 就労開始後に②を提出してください。利用開始月中に就労を開始できない場合は、退所となりますのでご注意ください。
離職	家庭状況変更届	離職予定月の前月までに提出してください。離職後3か月以内に就労を開始できない場合は、退所となります。
出産予定 (産前産後休業の取得)	①家庭状況変更届 ②母子手帳のコピー (父母氏名と出産予定日の記載があるページ) ※稲城市母子手帳では、P1・4 ③休業(復職)証明書	出産予定月の2か月前までに①・②を提出してください。認定期間は、出産月及びその前後2か月間です。 【出産後に復職する場合】 復職予定月の前月までに①を提出、復職後に③(復職後の証明日のみ有効)を提出してください。 【産前産後休業後に育児休業を取得する場合】 下記【育児休業を取得する場合】と同様の手続きとなります。 【出産月が変わった場合】 ①を提出してください。
育児休業の取得・復職	①家庭状況変更届 ②休業(復職)証明書	【育児休業を取得する場合】 【母の育休取得】 出産月の翌々月までに①・②を提出してください。 【父の育休取得】 父が育児休業を1か月以上取得する場合は、事前にお問い合わせください。父の育児休業の取得時期に合わせて、「育児休業」要件の認定(保育短時間)に変更になることがあります。その場合は、育児休業を取得する前月までに手続きが必要です。 ※ <u>育児休業中の上の子の利用時間区分は、保育短時間となります。</u> ※ <u>既に保育所に在園している児童本人の育児休業をとる場合は、その児童は退所となります。</u> 【復職する場合】 復職予定月の前月までに①を提出、復職後に②(復職後の証明日のみ有効)を提出してください。 【復職予定で保育所の利用を申込み、利用開始した方】 復職後に②を提出してください。利用開始月中に申込み時の雇用条件を満たして復職することができない場合は、内定取消し又は退所となります。

状況等	必要書類	提出期日、注意事項等
疾病・障害	①家庭状況変更届 ②診断書（*3） ③障害者手帳等の写し	①と、②・③のいずれかを速やかに提出してください。 *3 ②には、治療期間と家庭保育が困難であることの記載が必要です。
看護・介護	①家庭状況変更届 ②被看護者・被介護者の診断書、障害者手帳等の写し ③スケジュール表	①・②・③を速やかに提出してください。 ★「看護・介護」要件の最低基準は、 <u>週3日以上かつ週12時間以上</u> です。
就学	①家庭状況変更届 ②在学証明書 （学校が発行したもの） ③スケジュール表	①・②・③を速やかに提出してください。 ★「就学」要件の最低基準は、 <u>週3日以上かつ週12時間以上</u> です。
市内転居・氏名変更・家族構成の変更（婚姻、離婚等）	①家庭状況変更届 ②戸籍謄本等の証明書 （詳細は、P10参照）	<b>【市内転居・氏名変更の場合】</b> 市内転居・氏名変更後、①を速やかに提出してください。 <b>【婚姻、離婚等の場合】</b> 婚姻・離婚成立後、離婚協議・離婚調停開始後、当月中に①・②を提出してください。婚姻の場合は、配偶者の保育の必要性を確認できる書類等を提出してください。 ※離婚・離婚協議・離婚調停の場合は、住民票上別住所である必要があります。
転園を希望	①転園申込書 ②添付書類	新規申込みと同じ提出期限、添付書類となります。（詳細は、表紙、P9・10参照） ※同じ年度の申込みで、提出済み、かつ、変更がない書類は、省略できます。 ※産前産後休業・育児休業を取得中で利用開始月中に復職する予定がなくても、認可保育所・認定こども園（保育所機能部分）・地域型保育事業からの転園の場合は、 <u>申込時点から利用開始月の前月末まで継続して当該施設に在籍している児童のみ</u> 、転園申込みが可能です。ただし、利用開始月中に復職する予定がない場合は、 <u>最低指数（10点）</u> で審査します。 【例】5月末に上記施設を退所した場合は、6月の申込みは対象ですが、7月以降の申込みは対象外です。
退所を希望	保育所退所届	<u>退所希望月の10日までに提出してください。</u> ※保育ママを退所する方は、保育ママに提出してください。
休所を希望	提出書類なし ※在籍施設には、必ず連絡してください。 ※休所期間が2か月（里帰り出産の場合は3か月）を超える場合は、事前にお問い合わせください。	書類の提出は不要です。休所可能期間は、下記のとおりです。 ◆里帰り出産 最長3か月まで（医療機関から帰省時期を指定されており3か月を超える場合は、個別に判断します。） ◆上記以外の理由 最長2か月まで（2か月以上休所する場合は退所となり、再申込みとなります。）
市外転出	保育所退所届	転出する月の10日までに提出してください。 ※転出後も継続して稲城市内の保育所に通う場合も退所届を提出してください。また、転出先の自治体にて継続通園するための手続きが必要です。

※各様式は、市ウェブサイトからダウンロードできます。

※上記とは別に在籍施設への届出が必要な場合があります。詳細は、施設にお問い合わせください。

## 2 現況調査について

稲城市では、在園児を対象として保育の必要性の確認のために現況調査（年1回）を実施しています。期限内に提出がない場合は、保育の必要性が確認できないため、退所となります。

## 3 保育所等の利用に関する重要事項

保育所等の利用に関する重要事項です。ご了承の上で、お申込みください。

No.	項目内容
1	保育所等の休所期間は、最長2か月間です（里帰り出産の場合は、最長3か月）。期間を経過した場合は、退所となります。
2	保育所等利用開始後に、離職等で保育の要件を満たさなくなった場合は、退所となります。
3	利用施設の改修、統廃合、公立保育所の民営化等に伴い、施設の場所や設置運営主体が変更になることがあります。また、定員・職員数・施設面積は、法令の定める範囲内で変更になることがあります。
4	階層・給食費の免除は、世帯の市町村民税課税額により決定します。父母が非課税で一定所得以下の場合は、同居している祖父又は祖母の市町村民税課税額により決定します。また、ひとり親の場合でも同居の異性がいる場合は、同居人の市町村民税課税額も合算します。
5	各施設の駐車場の有無については、保育所等利用のしおりP17～19・21をご確認ください。なお、駐車場有りと記載している場合でも、駐車場の台数には限りがありますので、送迎時に車を使う場合は、最寄りの有料駐車場をご利用ください。送迎時の混雑等によりトラブルが起きた場合は、市及び施設は責任を一切負いかねます。
6	公立認可施設を利用する場合は、利用開始後、市が日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入します。 ※「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」とは、児童が保育所等での管理下で怪我等の災害を受けた場合に、かかった医療費等を給付する制度です。掛け金は市負担となりますので、保護者の方に負担は生じません。
7	利用開始後に家庭状況に変更があった場合は、保育所等利用のしおりP12・13のとおり届出をしてください。届出がないことが判明した場合は、退所となる場合があります。
8	利用開始後に、父又は母が保育所利用児童の弟妹の育児休業を取得した場合は、保育所利用中の上のお子さんの利用時間区分は、「保育短時間」となります。保育短時間は、原則午前8時30分から午後4時30分までの利用となります。時間外の利用は、延長保育となり延長保育料がかかります。
9	保育所等は、ご家庭でお子さんを保育することができない保護者に代わって保育を行う児童福祉施設です。このため、保護者が保育可能な場合は、原則として保育所に預けることはできません。 利用時間区分（保育短時間・保育標準時間）は、利用時間の最大枠を市が認定するものです。実際の日々の保育時間は、その枠の中で保護者と施設の間で決定します。
10	利用時間区分を変更する場合は、必ず変更したい月の前月までに変更申請（「家庭状況変更届」の提出）が必要です。
11	保育所等では集団保育を行っているため、食事、行事等について個別の対応が難しい場合もあります。また、施設内での感染・ケガについて、市・施設に過失がない場合は、責任を負いかねます。
12	毎年、保護者の保育の必要性の確認のために現況調査を行っています。現況調査の提出がない場合は、保育の要件が確認できないため退所となります。
13	小学校との連携を図るため、主として最終年度（5・6歳）について次の内容を小学校へ送付します。 ①入所に関する記録（児童名、生年月日、保育期間、在籍施設名等） ②保育に関する記録（児童の育ち、養護、発達援助等）
14	メリーポピンズ稲城ルーム（分園）の土曜保育及び延長保育は、原則、メリーポピンズ稲城ルーム（本園）で実施します。
15	説明内容に齟齬がある場合は、法令＞その他の市の規定＞保育所等利用のしおり＞その他の説明内容の順に優先して適用します。
16	受入（募集）人数や定員は、園の運営状況により、法令の基準の範囲内で変動します。
17	利用施設に個人情報・保育料の納付状況・保育の要件に関する事項をお知らせすることがあります。

## IV 保育料（利用者負担額）について

認可保育所、家庭的保育事業等の地域型保育事業、認定こども園、新制度幼稚園の保育料は、国制度・都制度により、0円です（※）。世帯の階層は、「稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例」に基づき、下表の市町村民税課税額（世帯合算額）をもとに決定します。

※0～2歳児クラスは実費が、3～5歳児クラスは給食費・実費が別途かかります。

### ■階層の決定方法について（在住市による算定）

階層	算定基礎となる額
4月分～8月分	令和7年度市町村民税課税額（令和6年分所得）
9月分～翌3月分	令和8年度市町村民税課税額（令和7年分所得）

※市町村民税課税額は、原則として父母合算額ですが、父母が市町村民税非課税で一定所得以下の場合は、世帯を分離しているかに関わらず祖父母の市町村民税課税額（いずれか高い方）とします。

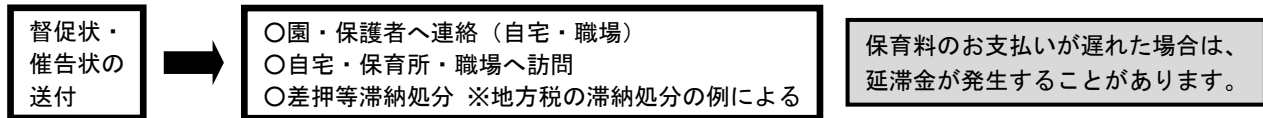
※ひとり親家庭であっても同居している異性がいる場合は、その同居者の市町村民税課税額も合算します。

※階層決定のための市町村民税課税額とは、調整控除を控除後、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄附金税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除を控除する前の額です。

※市町村民税課税額が変更になった場合、婚姻、離婚、生活保護の受給開始等のため家庭状況が変更になった場合は、子育て支援課までご連絡ください。

### ■保育料の納入について

これまでに発生した保育料を滞納している場合は、次の手順で督促をします。



### ■階層表

階層区分	項目	利用者負担額
	各月初日に在籍する教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分 定義及び条件	
1	当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親である世帯	0円
2	市町村民税非課税世帯（階層区分1の世帯を除く。）	
3	市町村民税均等割のみ課税世帯（階層区分1の世帯を除く。）	
4	市町村民税所得割額が次の区分に該当する世帯（階層区分1から3までの世帯を除く。）	15,000円未満
5		15,000円以上～30,000円未満
6		30,000円以上～48,600円未満
7		48,600円以上～63,000円未満
8		63,000円以上～77,100円未満
9		77,100円以上～97,000円未満
10		97,000円以上～121,000円未満
11		121,000円以上～145,000円未満
12		145,000円以上～169,000円未満
13		169,000円以上～190,000円未満
14		190,000円以上～211,200円未満
15		211,200円以上～233,600円未満
16		233,600円以上～256,000円未満
17		256,000円以上～278,400円未満
18		278,400円以上～301,000円未満
19		301,000円以上～333,000円未満
20		333,000円以上～365,000円未満
21		365,000円以上～397,000円未満
22		397,000円以上～460,000円未満
23	460,000円以上	

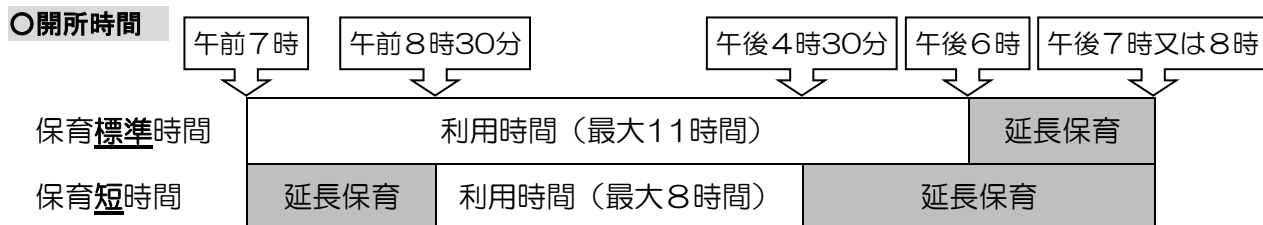
※政令指定都市に居住していたことにより、政令指定都市の市民税所得割額となっている場合は、稲城市の市民税所得割額の税率にて再算定し、階層を決定します。

## V 各施設の概要等

### 1 認可保育所

認可保育所とは、部屋の面積、定員、保育士の人数等、国・都の認可保育所としての基準を満たしている施設です。認可保育所は児童福祉施設であり、就労等により家庭において保育が出来ない保護者に代わり、乳幼児を保育することを目的としています。よって、認可保育所には利用の基準があり、保護者の仕事、病気、出産、介護等により日中お子さんの保育ができない場合に限定されます。

#### ■開所時間・定休日について



※実際の日々の保育時間は、保護者と施設との間で決定します。

※利用開始月には、施設が「ならし保育」として早めのお迎えを依頼することがあります。期間、時間等は、保護者と施設との間で決定します。

○定休日 日曜日・祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

#### ■給食費について

食材料費は、保護者負担となります。

◆0～2歳児クラス⇒保育料に含まれています。※保育料は、国制度・都制度により、給食費を含め0円です。

◆3～5歳児クラス⇒利用施設へお支払いください。施設の私債権のため、徴収・返金は、施設対応です。

※金額は、市内認可保育所では、原則6,000円（月額）となります。詳細は、利用施設から示される重要事項説明をご確認ください。市外認可保育所を利用する場合は、施設によって金額が異なります。

※3～5歳児クラスで、以下の要件に該当する場合は、給食費（上限金額6,000円）が免除となります。

【免除対象者】①市町村民税所得割額が63,000円未満（要保護世帯の場合は77,101円未満）・生活保護受給・里親等の世帯の第1子

②市町村民税所得割額が145,000円未満・生活保護受給・里親等の世帯の第2子

③第3子以降

※ここで用いる市町村民税所得割額とは、階層決定の場合と同じく、調整控除を控除後、住宅借入金等特別税額控除等の税額控除を控除する前の額です。

※給食費免除における子どもの数え方については、以下をご確認ください。

#### ■給食費における第1子・第2子・第3子以降の適用について

1 下記対象施設又は事業を利用しているきょうだい（未就学児童）の中で、年齢が高い順に数えて、該当する順位に相当するものを適用します。（②・⑤・⑥・⑦・⑧・⑨の施設については、申請が必要です。）

【対象施設】①保育所 ②幼稚園 ③認定こども園 ④家庭的保育事業等 ⑤児童発達支援 ⑥医療型児童発達支援 ⑦特別支援学校幼稚部 ⑧児童心理治療施設通所部 ⑨企業主導型保育事業

2 市町村民税所得割額が57,700円未満（下記要保護世帯に該当する場合は、77,101円未満）の世帯の第1子・第2子・第3子以降の適用については、保護者と生計が同一のきょうだいがいる場合は、きょうだいの年齢・利用施設を問わず、年齢が高い順に数えて、該当する順位に相当するものを適用します。（きょうだいが同一住所にいない場合は、申請が必要です。）

【要保護世帯】児童の属する世帯に、以下の者がいる場合をいいます。（申請が必要です。）

①生活保護法第6条第2項に規定する要保護者 ②母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの ③身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者 ④療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者 ⑤精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者 ⑥特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童 ⑦国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者等

## ■その他の事業（延長保育・障害児保育）

### ○延長保育

満1歳児（延長保育を利用する日現在）から受入対象となり、延長保育料が発生します。施設に直接申し込み、施設に直接お支払いください。

施設	利用方法	延長保育料（無償化の対象外）
公立	延長保育（定期利用）※	1人 3,200円/月
	臨時延長保育（不定期（スポット）利用）	1人 500円/30分毎まで
私立	実施園にお問い合わせください。	

※延長保育（定期利用）の保育料は、月途中からの利用の場合でも月額分を直接保育園にお支払いください。

- ・保育短時間の方で、午前8時30分～午後4時30分以外の時間帯で利用する場合は、臨時延長保育（不定期（スポット）利用）の延長保育料が適用となります。（月額延長保育料は、適用となりません。）
- ・利用該当月の階層区分が1又は2（生活保護・市町村民税非課税）の世帯については、延長保育料の免除制度があります。原則として事前に、園に申請してください。ただし、臨時延長保育（不定期（スポット）利用）の利用は免除対象となりませんので、ご注意ください。（市町村民税非課税の算定基準は、階層算定方法と同じです。）

### ○障害児保育

認可保育所全園で行っています。障害の程度が中・軽度で集団保育が可能である場合に、利用することができます。

※内定後に面接・健康診断を行った上で、利用決定となります。

保育内容は、健常児との混合保育を基本とし、お子さんの心身の状況に応じて保育時間が異なります。

※障害、発達の遅れ等、児童の状況によってご相談させていただくことがあります。また、利用開始されてから、障害や発達の遅れが疑われる場合は、発達相談等を実施することがあります。

## ■稲城市内の認可保育所等 ※(福)は、社会福祉法人 ※(株)は、株式会社 ※(学)は、学校法人

施設名	電話番号	受入可能月齢	設置主体	駐車場	備考	
所在地	(FAX)	開所時間	認可定員	子育てひろば (実施園は○)		
公立 第五保育園	331-3817	4か月	稲城市	無		
	平尾4-45-2 (331-9200)	7時～19時	88			
私立 ひらお保育園	331-5019	57日	(福)厚生館	3台	Mail <a href="mailto:hiraho@f3.dion.ne.jp">hiraho@f3.dion.ne.jp</a>	
	平尾3-1-23 (331-7809)	7時～19時	162	○		
	松葉保育園	377-3184	57日	(福)東保育会	2台 (敷地外)	Mail <a href="mailto:kosodate@matsubahoikuen.ed.jp">kosodate@matsubahoikuen.ed.jp</a>
		矢野口2065 (379-4808)	7時～19時	140	○	
	向陽台保育園	378-7790	57日	(福)稲城福祉会	無	Mail <a href="mailto:kouyoudaihoikuen@rhythm.ocn.ne.jp">kouyoudaihoikuen@rhythm.ocn.ne.jp</a>
		向陽台5-8 (378-6729)	7時～19時	150		
	城山保育園	378-4680	57日	(福)稲城青葉会	6台	Mail <a href="mailto:shiroyamahoikuen@aobakai.or.jp">shiroyamahoikuen@aobakai.or.jp</a> 駐車場は、自宅から保育園までの直線距離が1km以上の家庭のみ利用可
		向陽台6-4 (378-4710)	7時～19時	130		
	もみの木保育園長峰	331-7505	57日	(福)聖愛学舎	6台	Mail <a href="mailto:nagamine@mominoki.ed.jp">nagamine@mominoki.ed.jp</a>
長峰2-10 (331-7506)		7時～19時	130			

施設名	電話番号	受入可能月齢	設置主体	駐車場	備考
所在地	(FAX)	開所時間	認可定員	子育てひろば (実施園は○)	
<b>若葉台バオバブ保育園</b>	331-6258	57日	(福)バオバブ保育の会	9台 うち2台は軽自動車専用	Mail <a href="mailto:wakabadai@baobabcc.jp">wakabadai@baobabcc.jp</a>
若葉台4-17	(350-6411)	7時～19時	120	○	
<b>もみの木保育園若葉台</b>	350-6300	57日	(福)聖愛学舎	4台	Mail <a href="mailto:wakabadai@mominoki.ed.jp">wakabadai@mominoki.ed.jp</a>
若葉台1-54	(350-6380)	7時～19時	120	○	
<b>中島ゆうし保育園</b>	377-3725	57日	(福)東保育会	無	Mail <a href="mailto:kosodate@nakajimayuushi.ed.jp">kosodate@nakajimayuushi.ed.jp</a>
矢野口256	(379-5725)	7時～19時	140	○	
<b>城山保育園南山</b>	401-6442	57日	(福)稲城青葉会	無	Mail <a href="mailto:minamiyama@aobakai.or.jp">minamiyama@aobakai.or.jp</a>
百村1461-1	(401-6441)	7時～19時	125	○	
<b>本郷ゆうし保育園</b>	401-6951	57日	(福)東保育会	3台	Mail <a href="mailto:kosodate@hongouyuushi.ed.jp">kosodate@hongouyuushi.ed.jp</a>
東長沼2115-2	(401-6952)	7時～19時	150	○	
<b>メリーポピンズ 稲城ルーム (本園)</b>	379-9826	57日	(株)ゴーエスト	無	・園庭なし
百村1607-3 稲城駅前KMビル2F	(379-9827)	7時～20時	66		
<b>メリーポピンズ * 1 稲城ルーム (分園)</b>	377-2416	57日	(株)ゴーエスト	無	・園庭なし
百村1623-1 パストラルハイム1F	(377-2416)	7時～20時	26(0～2歳児)		
<b>稲城矢野口雲母保育園</b>	370-2177	57日	(株)モード・プランニング・ジャパン	2台	Mail <a href="mailto:yanokuchi@kirara-hoikuen.com">yanokuchi@kirara-hoikuen.com</a> 認証保育所の「稲城雲母保育園」ではありません。
矢野口1075-1	(370-2178)	7時～20時	60		
<b>京王キッズプラッツよ みうりランド</b>	378-5007	57日	(株)京王子育てサポート	無	Mail <a href="mailto:yomiuri-kanri@keikosodate.net">yomiuri-kanri@keikosodate.net</a> ・園庭なし
矢野口4015-1	(378-5007)	7時～20時	46		
<b>にじいろ保育園矢野口</b>	401-5335	57日	ライクキッズ (株)	無	
矢野口3030-1	(401-5336)	7時～20時	90		
<b>いなぎのぞみ保育園</b>	401-7470	57日	(福)春献美会	14台	Mail <a href="mailto:inaginozomi_hoikuen@yahoo.co.jp">inaginozomi_hoikuen@yahoo.co.jp</a>
大丸593-14	(401-7471)	7時～20時	228	○	
<b>しおどめ保育園稲城</b>	331-1888	57日	(学)柴学園	23台 (敷地外含む。)	Mail <a href="mailto:info@gakuhou-shibagakuen.ac.jp">info@gakuhou-shibagakuen.ac.jp</a>
坂浜3-33-1	(331-1166)	7時～19時	150	○	
<b>大丸ゆうし保育園</b>	377-6249	57日	(福)東保育会	3台	Mail <a href="mailto:kosodate@omaruyuushi.ed.jp">kosodate@omaruyuushi.ed.jp</a>
大丸82-4	(378-4505)	7時～19時	130	○	
<b>子どもの森矢の口保育園 * 2</b>	401-5550	57日	(学)子どもの森	2台	Mail <a href="mailto:kodomonomoriyanokuchi@kodomonomori.ed.jp">kodomonomoriyanokuchi@kodomonomori.ed.jp</a>
矢野口2240-1 辰巳ビル1階	(401-5551)	7時～19時	30(0～2歳児)		

私立

施設名	電話番号	受入可能月齢	設置主体	駐車場	備考	
所在地	(FAX)	開所時間	認可定員	子育てひろば (実施園は○)		
私立 認定こども園	幼保連携型認定こども園 サザンヒルズこども園	401-5133	57日	(学)子どもの森	4台	Mail <a href="mailto:southernhills@kodomonomori.ed.jp">southernhills@kodomonomori.ed.jp</a> ※認定こども園の申込方法等の詳細は、P22～24参照
	百村1461	(401-5134)	7時～19時	96 (保育所機能部分)	○	
	幼保連携型認定こども園 矢の口幼稚園	377-7654	57日	(学)子どもの森	幼児部 14台 乳児部 4台	Mail <a href="mailto:jimu@kodomonomori.ed.jp">jimu@kodomonomori.ed.jp</a> ※認定こども園の申込方法等の詳細は、P22～24参照
	矢野口1753他	(377-7609)	7時～19時	222 (保育所機能部分)		

- \* 1 メリーポピンズ稲城ルーム（分園）は、2歳児クラスまでの利用となり、3歳児クラスからはメリーポピンズ稲城ルーム（本園）に移ります（転園手続き不要）。また、延長保育・土曜保育は、本園での利用となります。
- \* 2 子どもの森矢の口保育園は、2歳児クラスまでの利用となり、3歳児クラスからは幼保連携型認定こども園矢の口幼稚園に移ります（転園手続き不要）。幼稚園と一体的な運営を行う等、認可保育所とは異なるため、幼保連携型認定こども園矢の口幼稚園の保育内容、費用等も理解した上で、お申込みください。

- ※ 1 各施設の受入可能児童は、利用開始月の1日時点で、各施設の受入可能月齢欄の日数（月数）に達している乳幼児とします。
- ※ 2 受入可能月齢・開所時間・認可定員は、本しおり発行時点のものです。
- ※ 3 駐車場がある施設についても、台数には限りがありますので、あらかじめご了承ください。
- ※ 4 集団保育を行っていますので、食事、行事等について個別の対応が難しい場合もあります。ただし、原則として、アレルギー対応食は、提供可能です。
- ※ 5 施設の見学は、各施設にお問い合わせください。
- ※ 6 開所時間は、延長保育の時間を含みます。
- ※ 7 子育てひろばは、乳幼児と保護者が一緒に遊んで過ごすことのできる場所です。子育て相談も実施しています。
- ※ 8 熱がある場合や病気の場合は、各施設のルールにより利用できないことがあります。
- ※ 9 利用にあたっては、事前に各施設が提示する重要事項説明をよくご確認ください。入園時の主な必需品・実費負担も記載されています。詳細は、各施設にお問い合わせください。

#### ここdeサーチ

保育所、認定こども園等の情報を、お住まいの地域や最寄り駅などから検索できます。



#### とうきょう福祉ナビゲーション

各施設の第三者評価の結果を、確認することができます。



## 2 家庭的保育事業（保育ママ）

家庭的保育事業（保育ママ）は、地域型保育事業の1つで、市で認定している保育ママが、お子さんを家庭的な環境の中で保育する事業です。

保育ママは、保育士、教員等の資格を持った方、又は市が指定した研修を修了した方です。家庭的な環境での少人数の保育を特色とし、『お子さんの成長、発達にあわせてきめ細やかな対応を心がけ、家庭的なあたたかい雰囲気のある保育』を行っています。

認可保育所とは対象児童、利用方法等、異なる点が多々ありますので、申込み及び利用に当たっては、以下に記載している内容や「保育所・保育ママのご案内」をよくお読みになり、ご不明点等はお問い合わせください。また、申込前に見学することをお勧めします。

### ■基本情報

対象児童	生後57日経過後～2歳児クラス（満3歳に達する日の属する年度の年度末まで） ※食物アレルギーを保有するお子さん、熱性けいれんを起こしたことがあるお子さん、医療的ケアが必要なお子さんは、申込みできません。 ※2歳児クラス卒園、食物アレルギー発生、熱性けいれん発症、施設閉所等で他の施設への利用申込みをする際は、利用調整において加点があります。
定員	5人（保育ママ一覧（P21）参照）
保育場所	アパート等の育児専用室等にて保育を行います。
開所日	月曜日～金曜日 ※土・日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）及び保育ママの年次休暇（15日以内）・夏季休暇（5日）取得時、研修・会議時は、お預かりしていません。 休暇取得時、研修受講時等の際は、連携施設での代替保育となります。
開所時間	7時～18時（保育ママ一覧（P21）参照） ※保育短時間の方は、午前8時30分～午後4時30分（1日最大8時間）の間、保育標準時間の方は開所時間内で、保育の必要性に応じた利用時間となります。
見学	見学を希望する場合は、見学申込書（市所定用紙）を保育ママにFAXするか、申込書と同内容を保育ママのメールアドレスにご連絡ください。保育ママからお返事します。

### ○保育ママとの契約について

保育ママは、市から利用内定の連絡があった後、保育ママと面接した上で**直接契約を結び利用開始**となります。面接・契約の際は、下記の項目等について確認・相談してください。

※認可保育所とは利用方法等について異なる部分がありますので、よくご確認ください。

主な確認・相談項目	
①利用する曜日・時間	⑤実費負担の額及び支払方法
②食物アレルギー・熱性けいれんについての注意事項	⑥病気・事故の際の対応
③保育環境・保育体制	⑦お子さんの健康状態
④連携施設による代替保育	⑧その他守るべき事項について

### ○連携施設

保育ママが休暇取得、研修参加等によりお休みの際は、連携施設でお子さんの保育を行います。連携施設の都合上、お預かりができない場合は、第五保育園にて代替保育を行います。

また、連携施設は、保育ママに対して保育援助、保育相談等を行うほか、連携施設の主催事業（行事、園庭開放等）に保育ママとお子さんが一緒に参加し、保育所の園児と交流を図ります。

なお、連携施設は、変更になることがあります。

## ○料金等

保育ママにかかる料金は、以下のとおりです。直接保育ママにお支払いください。

保育料	保育料は、国制度・都制度により、0円です（P15参照）。
その他	寝具、おむつ等は持参又は実費負担 その他、保育に直接必要な費用を負担していただく場合があります。
延長保育料	保育短時間の方が8時間を超えて利用する場合は、別途延長保育料がかかります。 ※18時以降（開所時間外）の延長保育は、原則行っていません。

### 【注意事項】

- 看護師が常駐していないため、食物アレルギーを保有するお子さん、熱性けいれんを起こしたことのあるお子さんは、原則として、お預かりすることができません。
- 保育ママ利用後、食物アレルギー、熱性けいれんを発症した場合は、原則として、転園申請をしていただきます。食物アレルギーの場合は、転園するまでの間、ご家庭でお弁当を作っていただくこととなります。この場合、お弁当にかかる実費は、ご家庭でご負担いただきます。
- お子さんのお薬を預かることはできません。また、発熱や嘔吐・下痢の症状があるときは、お子さんを預けることはできません。
- 保育ママ入所者は、利用開始時及び年2回の健康診断を受診していただきます。保護者がお子さんを連れて、直接指定の病院に行って、受診してください。
- 利用開始月には、「ならし保育」として早めのお迎えを依頼することがありますが、期間、時間等については、お子さんの状況と保護者の意向に沿って、保護者と保育ママとの間で決定します。

## ■稲城市内の家庭的保育事業（保育ママ）

保育ママ名	駐車場	開所日	利用定員	メールアドレス等	問合せ時間
所在地		開所時間	連携施設 (予定)	電話番号・FAX	資格等
うえこう なおみ 上高 巨美 (女性)	有	月～金	5人	hoiku201@gmail.com	開所日の9時～19時
矢野口620アドニス102 (矢野口駅南側から徒歩3分)		7時～18時	松葉保育園	TEL 090-1535-1818 FAX 379-6898	・家庭的保育者認定研修 ・保育士・幼稚園教諭 ・LSFA-children's (乳幼児・小児の応急手当) 認定資格
うえこう ゆうき 上高 有基 (男性)	有	月～金	5人	audocomomomo@gmail.com	開所日の9時～19時
矢野口620アドニス101 (矢野口駅南側から徒歩3分)		7時～18時	中島ゆうし 保育園	TEL 080-1227-1566 FAX 379-6898	・家庭的保育者認定研修 ・社会福祉主事任用資格 ・LSFA-children's (乳幼児・小児の応急手当) インストラクター ・児童発達支援士

※問合せ時間中であっても、保育中の場合は、電話に出られないことがあります。

### 3 認定こども園

認定こども園とは、幼稚園や保育所の機能を有し、教育と保育を提供するとともに、都道府県の認可・認定を受けて子育て支援事業を行う施設です。

#### 【注意事項】

※利用区分によって申込先・申請書が異なります。

※認定こども園の1号認定で入所した場合で、保護者が就労等により2号認定の要件を満たした場合、2号認定の空き定員と園の運営状況によっては、園の内諾があれば優先的に同園の2号枠を継続利用する利用調整を受けることが可能です。(園が内諾するのは、兄弟姉妹の入所の可否に関わらず、必ず2号枠に移る方のみです。入所申込書の兄弟姉妹入所条件は、別保順次のみです。)

※1号認定は通常の教育時間の前後に別料金で預かり保育又は幼稚園型一時預かりを実施しています。

※詳細についてあらかじめ園の説明を受けた上で、お申込みください。

#### ■稲城市内の認定こども園

幼保連携型認定こども園					
施設名	利用区分	所在地	電話番号	開所時間	対象年齢
幼保連携型認定こども園 サザンヒルズこども園	保育所機能部分 (2・3号)	百村1461	401-5133	【2・3号】(月～土) 7時～19時	0～2歳：42人 3～5歳：54人 ※生後57日から
	幼稚園機能部分 (1号)			【1号】(月～金) 8時45分～13時45分 [幼稚園型一時預かり] (月～金) 7時45分～17時	3～5歳：36人
幼保連携型認定こども園 矢の口幼稚園	保育所機能部分 (3号)	矢野口1759	370-2880	【3号】(月～土) 7時～19時	0～2歳：42人 ※生後57日から
	保育所機能部分 (2号)	矢野口1753	377-7654	【2号】(月～土) 7時～19時	3～5歳：180人
	幼稚園機能部分 (1号)			【1号】(月～金) 9時～13時 [預かり保育](月～金) 8時～17時30分	満3～5歳：130人

※2・3号認定の開所時間は、延長保育時間を含みます。

幼稚園型認定こども園					
施設名	利用区分	所在地	電話番号	開所時間	対象年齢
認定こども園 青葉幼稚園	保育所機能部分 (2号)	矢野口645	378-1217	【2号】(月～土) 7時～19時	3～5歳：90人
	幼稚園機能部分 (1号)			【1号】(月～金) 9時～14時 [預かり保育](月～金) 7時～19時	満3～5歳：225人
梨花幼稚園	保育所機能部分 (2号)	押立392	377-6807	【2号】(月～金) 8時～18時	3～5歳：60人
	幼稚園機能部分 (1号)			【1号】(月～金) 9時～14時 [預かり保育](月～金) 8時～18時	満3～5歳：210人

※2号認定の開所時間は、延長保育時間を含みます。

## ■利用の流れ

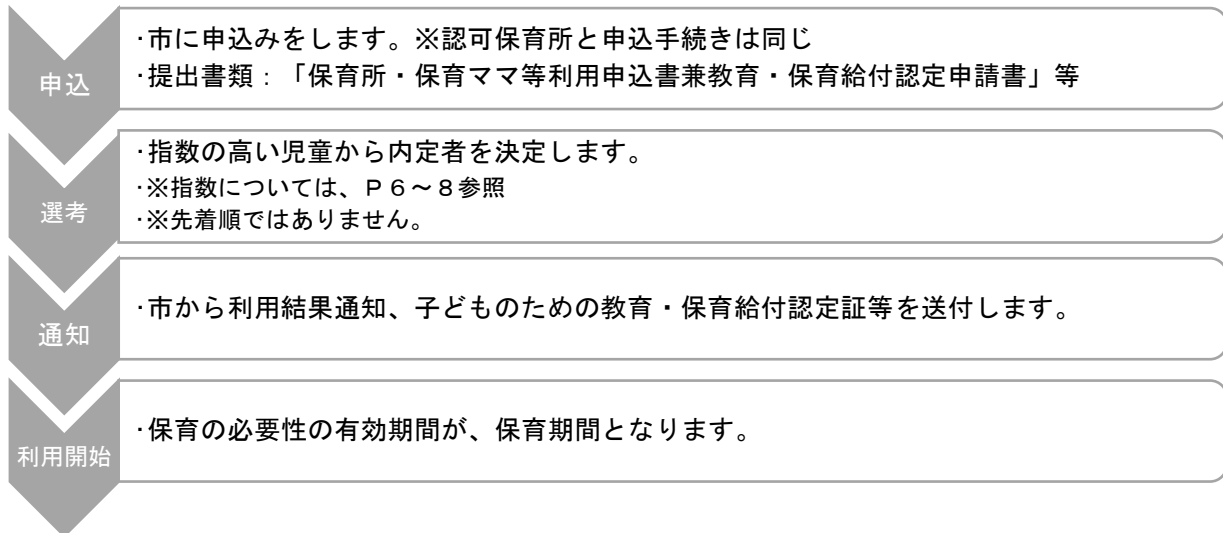
施設及び認定の種類に応じて、ご利用の流れが以下のとおり2つに分かれます。

施設類型	認定	申込先
幼保連携型認定こども園	保育所機能部分：2・3号	市役所
	幼稚園機能部分：1号	
幼稚園型認定こども園	保育所機能部分：2・3号	園を通して市役所
	幼稚園機能部分：1号	

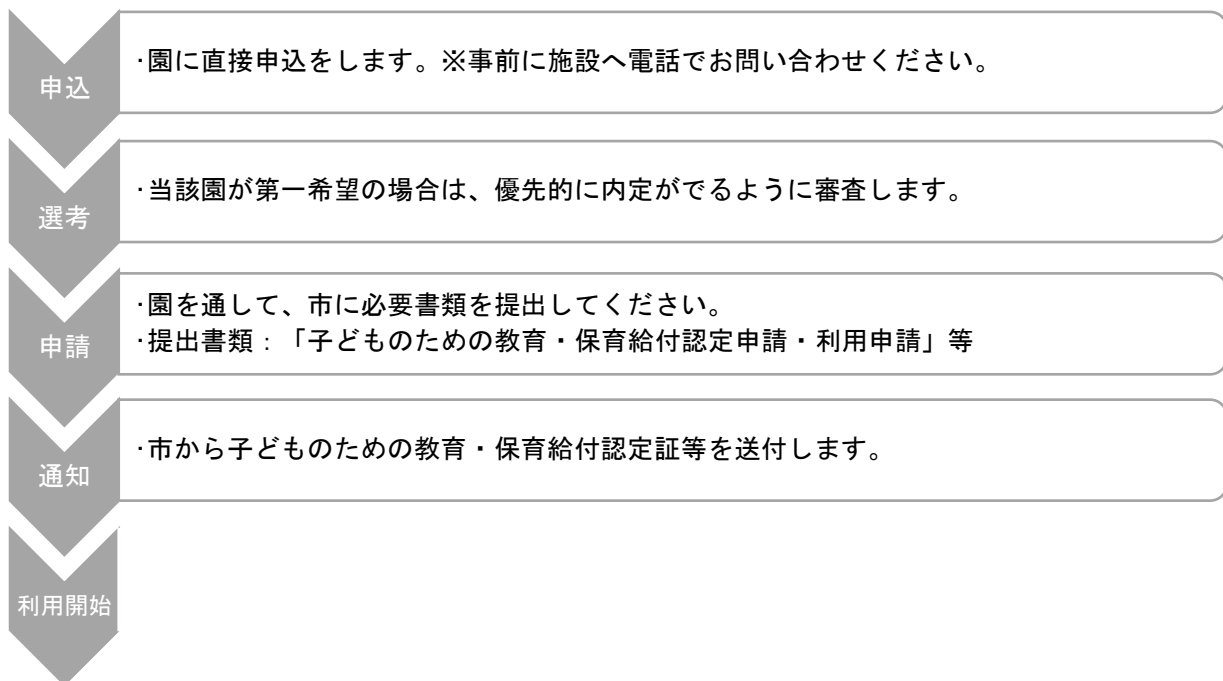
※各施設類型の対象施設は、P22を参照

※令和8年度中に幼保連携型認定こども園矢の口幼稚園2号に入所を希望する方は、園を通して市役所に申込みしてください。

### ○サザンヒルズこども園（2・3号）・矢の口幼稚園（3号）



### ○サザンヒルズこども園（1号）・矢の口幼稚園（1・2号）・幼稚園型認定こども園（1・2号）



#### 【注意事項】

- ・「保育所・保育ママ等利用申込書兼教育・保育給付認定申請書」と「子どものための教育・保育給付認定申請・利用申請」は、それぞれ審査を行うため、兄弟姉妹同時申込みする場合の条件は考慮されません。
- ・幼稚園と一体的な運営を行う等、認可保育所とは異なるため、保育内容、費用等を事前に施設に確認してください。

## ■保育料、その他費用徴収について

保育料は、国制度・都制度により、0円です（P15参照）。ただし、施設において**特定負担額（特別保育料）及び実費徴収が発生します。詳しくは、事前に施設までお問い合わせください。**

## ■給食費について

1号（教育認定）	施設へお支払いください。（各施設が金額を定める私債権です。） ただし、以下の要件に該当する場合は、副食費分が免除となります。 【免除対象者】 ①市町村民税所得割額が77,101円未満・生活保護受給・里親等の世帯の第1子、第2子 ②第3子以降 ※子どもの数え方は、下記「給食費における第1子・第2子・第3子以降の適用について」1及び小学校第3学年までの児童の中で、年齢が高い順に数えて適用します。
2号（保育認定） 3～5歳児クラス	施設へお支払いください。（各施設が金額を定める私債権です。） ただし、以下の要件に該当する場合は、免除となります。 【免除対象者】 ①市町村民税所得割額が63,000円未満（要保護世帯の場合は77,101円未満）・生活保護受給・里親等の世帯の第1子 ②市町村民税所得割額が145,000円未満の世帯の第2子 ③第3子以降 ※給食費免除における子どもの数え方については、下記「給食費における第1子・第2子・第3子以降の適用について」をご確認ください。
3号（保育認定） 0～2歳児クラス	保育料に含まれています。 ※保育料は、国制度・都制度により、給食費を含め0円です。

※ここで用いる市町村民税所得割額とは、階層決定の場合と同じく、調整控除を控除後、住宅借入金等特別税額控除等の税額控除を控除する前の額です。

## ■給食費における第1子・第2子・第3子以降の適用について

1 下記対象施設又は事業を利用しているきょうだい（未就学児童）の中で、年齢が高い順に数えて、該当する順位に相当するものを適用します。（②・⑤・⑥・⑦・⑧・⑨の施設については、申請が必要です。）

【対象施設】①保育所 ②幼稚園 ③認定こども園 ④家庭的保育事業等 ⑤児童発達支援 ⑥医療型児童発達支援 ⑦特別支援学校幼稚部 ⑧児童心理治療施設通所部 ⑨企業主導型保育事業

2 市町村民税所得割額が57,700円未満（下記要保護世帯に該当する場合は、77,101円未満）の世帯の第1子・第2子・第3子以降の適用については、保護者と生計が同一のきょうだいがいる場合は、きょうだいの年齢・利用施設を問わず、年齢が高い順に数えて、該当する順位に相当するものを適用します。（きょうだいが同一住所にいない場合は、申請が必要です。）

【要保護世帯】児童の属する世帯に、以下の者がいる場合をいいます。（申請が必要です。）

- ①生活保護法第6条第2項に規定する要保護者
- ②母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの
- ③身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
- ④療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者
- ⑤精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- ⑥特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童
- ⑦国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者等

## 4 幼稚園

無償化については、P30～32をご確認ください。

幼児期の教育を行う学校施設です。お昼過ぎ頃までの教育時間のほか、施設によりその前後の時間や長期休暇中の預かり保育等を実施しています。

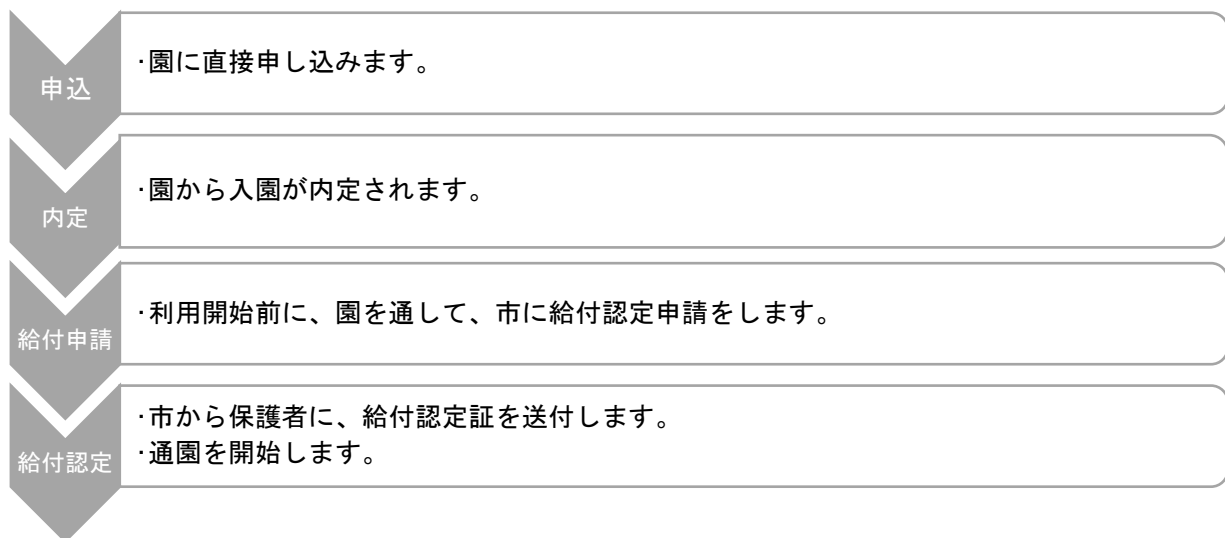
### ■稲城市内の幼稚園

施設類型	幼稚園名	満3歳児クラスの有無	所在地	電話番号
現行制度幼稚園	コマクサ幼稚園	有	大丸68-1	377-1454
	こまざわ幼稚園	無	向陽台3-3	378-6966
	はなぶさ幼稚園	有	平尾2-9-11	331-1711
	平尾わかば幼稚園	有	平尾3-7-5	331-5511
幼保連携型認定こども園 (幼稚園機能部分)	サザンヒルズこども園	無	百村1461	401-5133
	矢の口幼稚園	有	矢野口1753	377-7654
幼稚園型認定こども園 (幼稚園機能部分)	青葉幼稚園	有	矢野口645	378-1217
	梨花幼稚園	有	押立392	377-6807

※はなぶさ幼稚園は、令和8年4月から新制度幼稚園に移行する予定です。

※認定こども園の利用の流れについては、P23をご確認ください。

### ■幼稚園の利用の流れ



### ■保育料等について

#### ○現行制度幼稚園

保育料は園が定めますが、「子育てのための施設等利用給付認定」を受けることで、月額25,700円までは無償となります。保育料の他、施設費、教材費等がかかることがありますので、詳しくは園までお問い合わせください。

#### ○認定こども園の幼稚園機能部分・新制度幼稚園

保育料は無償(0円)です。ただし、園により特定負担額、実費徴収がありますので、詳しくは園までお問い合わせください。

#### ○補助金

私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金、満3歳児の幼稚園・認定こども園等の預かり保育補助があります。(P32参照)

## 5 東京都認証保育所（認可外保育施設）

無償化については、P30～32をご確認ください。

認証保育所とは、認可外保育施設の種類で、大都市の多様なニーズに対応するため、東京都の認証基準を満たすとして認証された保育所です。

### ■稲城市内の認証保育所

申込み方法や詳細については、各施設に直接お問い合わせください。

認証保育所名 メール	所在地 (最寄駅)	電話番号	保育時間	定員※
ピノキオ幼児舎稲城園 P-inagi@san-koh.com	東長沼3107-1 2F (稲城駅北側)	379-1880	午前7時～午後8時	33人
稲城雲母保育園 inagi@kirara-hoikuen.com	大丸1025-3 (南多摩駅)	379-7720	午前7時～午後9時	34人
保育ルームフェリーチェ稲城長沼園 felice.inaginaganuma@sou-kidscare.co.jp	東長沼566-1 (稲城長沼駅)	379-1158	午前7時30分～午後9時	24人

※定員は、変更することがあります。

#### ○保育料

施設に直接お支払いください。

また、保育料の額は、各施設により異なりますので、施設に直接お問い合わせください。

#### ○補助金

稲城市認可外保育事業利用者利用料補助金の支給対象となります。(条件あり、P32参照)

## 6 企業主導型保育事業（認可外保育施設）

無償化については、P30～32をご確認ください。

企業主導型保育事業とは、企業が自治体を通さず国から直接補助金をもらい、従業員や地域の子育て家庭の児童の預かり等の保育サービスを提供する保育事業です。職員配置や面積基準は、国が要綱で定め、東京都や国の委託した児童育成協会が監督しています。

### ■稲城市内の企業主導型保育事業

市内の施設名	所在地	運営法人	電話番号
しいのみ保育園	矢野口277-11	学校法人柿の実学園	379-8671
わかば台保育所	若葉台3-12-3	株式会社ゼネラル	350-7282

#### ○保育料

施設に直接お支払いください。

また、保育料の額は、各施設により異なりますので、施設に直接お問い合わせください。

#### ○補助金

稲城市認可外保育事業利用者利用料補助金の支給対象となります。(条件あり、P32参照)

## VI その他の保育事業

### 1 一時預かり事業

無償化については、P30～32をご確認ください。

保護者の就労形態等により家庭における保育が断続的に困難となる児童等が一時的に保育を必要とする場合に、保育所等において保育サービスを実施することにより子育て家庭を支援することを目的としています。

実施園			
ひらお保育園※火・木のみ	松葉保育園	若葉台バオバブ保育園	中島ゆうし保育園
本郷ゆうし保育園	稲城矢野口雲母保育園	いなぎのぞみ保育園	しおどめ保育園稲城
大丸ゆうし保育園			

**対象** 満1歳以上の集団保育が可能な就学前児童（保護者と利用児童が稲城市在住）  
 ※利用日に満1歳以上であることが必要です。  
 ※保育所・認定こども園・幼稚園・地域型保育事業に在園している児童は、利用できません。  
 ただし、出産、介護等により一時的に里帰りする場合に、一時的に稲城市の保育所の利用を希望する方は、本来の居住区市町村で保育所等を利用していても、一時預かりを利用できます。

**保育時間** 午前8時30分～午後5時（延長保育は行っていません。）

**休業日** 日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）。また、施設により、土曜日閉所、週3日の利用制限等がありますので、各園にお問い合わせください。

**定員** 1日あたりおおむね5～10人

**申込** 実施園へ利用開始日の前日午後5時まで（初回利用時は7日前まで）に直接お申込みください。詳細は、園にお問い合わせください。  
 ※キャンセルする場合は、必ず園に連絡してください。

**利用料** 園に直接お支払いください。

**免除制度** 生活保護世帯・前年度市町村民税非課税世帯は、利用料が免除となります。該当すると思われる方は、原則として、一時預かりを利用する7日前までに市に申請してください。

**問合せ先** 子育て支援課保育・幼稚園施設給付係（内線238・239）

	令和8年4月1日現在の年齢	3歳児以上	3歳児未満
利用料	4時間未満	1,500円	1,800円
	4時間以上8時間以内	2,500円	3,000円
	8時間を超えた30分	500円を加算	

※給食費その他実費は、上記に含まれません。また、給食費その他実費は、無償化の対象外です。

### 2 休日保育事業

日曜日・祝日（12月29日～1月3日を除く。）に、保護者の就労により保育が困難となる場合に、お子さんをお預かりします。

**対象** 次の①～④すべてに該当する児童 ※認可保育所に在園していなくても利用できます。

- ①稲城市内在住者で、医療行為が必要でない集団保育が可能な1歳児クラスから就学前の者
- ②保護者が就労（4時間以上）のため家庭において保育ができず、休日保育用就労証明書を提出できる者
- ③保育を行う日に、保護者が昼食等を持参することが可能な者
- ④1週間の保育所等における保育日が連続7日以上とならない者

**保育時間** 午前7時～午後6時

**定員** 1日あたりおおむね10人

**実施園・申込先** 本郷ゆうし保育園 東長沼2115-2 電話番号：401-6951

**登録・申込方法** 登録は、年度における初回の利用希望日の21日前まで、利用申込みは利用希望日の1か月前から14日前までに行ってください。登録票等の様式は、市役所・本郷ゆうし保育園で配布しています。市ウェブサイトからもダウンロードできます。

**利用料（実費）** 1人1日3,500円 ※園に直接お支払い

**免除制度** 生活保護世帯・前年度市町村民税非課税世帯は、利用料が免除となります。該当すると思われる方は、事前に市に申請してください。

**問合せ先** 子育て支援課保育・幼稚園施設給付係（内線238・239）

### 3 年末保育事業

年末、仕事等で家庭での保育が困難な保護者に代わってお子さんをお預かりします。

※日曜日の実施については、実施内容が異なる部分があります。

対象	稲城市内在住で医療行為が必要でない集団保育が可能な生後4か月以上かつ就学前の児童 (日曜日の場合は、1歳児クラス以上)
実施日	12月29日～12月31日
保育時間	午前7時～午後6時 ※満1歳以上であれば、午後7時までの延長保育可
定員	歳児ごとに定員あり
実施園	本郷ゆし保育園 東長沼2115-2 電話番号：401-6951
申込先	子育て支援課保育・幼稚園施設給付係（内線238・239） ※郵送可
申込	10月15日号広報いなぎでお知らせします。（予定）
利用料	2,500円（日額） ※市にお支払い
免除制度	生活保護世帯・当該年度市町村民税非課税世帯は、利用料（延長保育料を除く。）が免除となります。該当すると思われる方は、申込時に市に申請してください。
延長保育料	30分につき500円 ※園にお支払い
問合せ先	子育て支援課保育・幼稚園施設給付係（内線238・239）

### 4 ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

子育ての援助を受けたい方（利用会員）と、子育ての援助を行いたい方（活動会員）が会員となり、地域の中で子育てを支援する有償のたすけあい活動です。

無償化については、P30～32をご確認ください。

#### 【援助できる内容（例）】

- ・保育園、幼稚園等の送迎や登園前後の子どもの預かり
  - ・学校の放課後、学童クラブの終了後の子どもの預かり
  - ・子どもの習い事前後の送迎や預かり
  - ・子どもの病気回復期の預かり（※病時は不可）
  - ・保護者等の病気、その他急用の場合の子どもの送迎や預かり
- ※お子さんへの急な対応や短期・補助的な援助を行うもので、専門的な保育を行うものではありません。

対象	生後4か月～小学校6年生
活動時間	午前6時～午後10時の間で、利用会員と活動会員との話し合いにより決定します。
活動場所	活動の内容によって、活動会員の自宅や公共施設など、お子さんの安全が確保される場所で行います。
申込	ファミリー・サポート・センター事務局に申込みをして利用会員登録後（年会費有）、活動会員を紹介します。活動会員と事前打ち合わせして利用を開始します。
利用料	1時間900円～1,100円。曜日や時間帯により異なります。 ※上記の利用料の他に、食事代、交通費等が別途かかる場合があります。 ※同一世帯で複数の子どもの同じ活動会員に預ける場合は、2人目から半額となります。 ※産後うつ等の世帯、多胎児出生世帯、生活保護世帯、非課税世帯、障害児世帯等の保護者が、ファミリー・サポート・センター事業を利用する場合は、その一部を市が補助する「利用料補助制度」があります。
申込・問合せ先	

●稲城市ファミリー・サポート・センター事務局

住所：稲城市百村7 福祉センター内 電話番号：378-5551

## 5 病児保育事業

無償化については、P30～32をご確認ください。

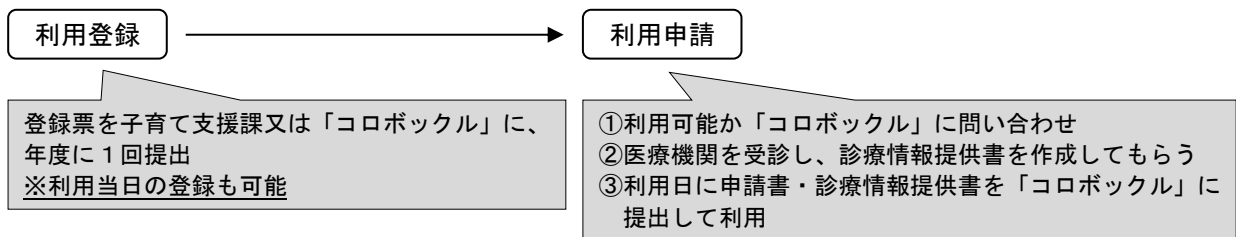
お子さんが病気やケガなどで保育所等に通うことが難しく、保護者が仕事等の事情によりそばにいられない場合に、看護師等の専門スタッフがお子さんをお預かりします。

登録票等の様式は、市役所や出張所、各保育所にて配布しています。市ウェブサイトからもダウンロードできます。

### ●病後児保育室「コロボックル」

<b>対象</b>	満4か月～小学校3年生の <b>病気の回復期</b> にある児童 ※保護者が市内在住又は市内在勤の方が対象となります。 ※回復期の判断は、診療情報提供書による判断となります。
<b>開所</b>	月曜日～土曜日 午前8時～午後6時（祝日・年末年始を除く。）
<b>定員</b>	2人
<b>利用料</b>	1人1日2,000円（施設に直接お支払いください。給食費が別途500円かかります。）
<b>免除制度</b>	生活保護世帯・前年度市町村民税非課税世帯は、利用料が免除となります。該当すると思われる方は、事前に市に申請してください。
<b>所在地</b>	東長沼3107-1 PIATOWN21 2階（京王相模原線稲城駅北側）
<b>電話番号</b>	370-8731 <b>FAX</b> 370-8732
<b>問合せ先</b>	「コロボックル」又は子育て支援課保育・幼稚園施設給付係（内線238・239）

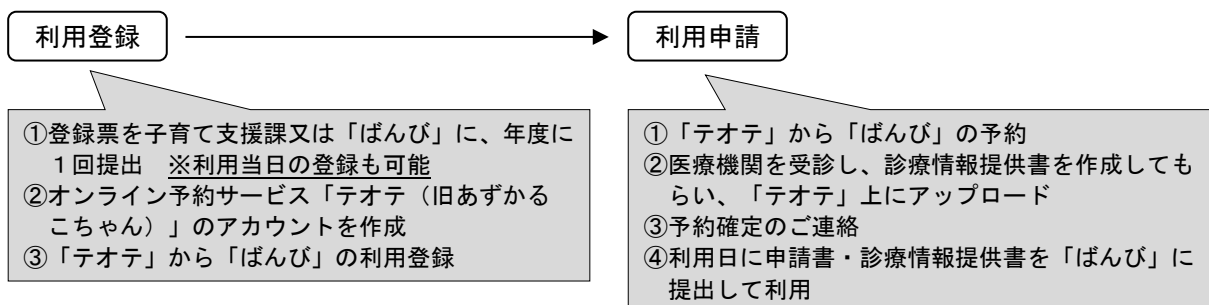
#### ■利用の流れ



### ●病児・病後児保育室「ばんび」

<b>対象</b>	満4か月～小学校3年生の児童で、 <b>病気期間又は回復期にある</b> 児童 ※保護者が市内在住又は市内在勤の方が対象となります。
<b>開所</b>	月曜日～金曜日 午前8時～午後6時（祝日・年末年始を除く。）
<b>定員</b>	4人
<b>利用料</b>	1人1日2,000円（施設に直接お支払いください。）
<b>免除制度</b>	生活保護世帯・前年度市町村民税非課税世帯は、利用料が免除となります。該当すると思われる方は、事前に市に申請してください。
<b>昼食等</b>	お子さんの症状にあわせて、昼食、飲み物、おやつ等を持参していただきます。
<b>所在地</b>	大丸1171 稲城市立病院 健診・外来棟2階
<b>電話番号</b>	401-5927 <b>FAX</b> 401-5927
<b>問合せ先</b>	「ばんび」又は子育て支援課保育・幼稚園施設給付係（内線238・239）

#### ■利用の流れ



## Ⅶ 幼児教育・保育の無償化及び幼稚園・認可外保育施設の補助金

### 1 幼児教育・保育の無償化（国制度）について

国制度では、認可保育所・認定こども園・新制度幼稚園に通う3～5歳児クラスの子ども及び0～2歳児クラスの市町村民税非課税世帯の子どもの保育料（市が定める保育料）が無償（0円）となります。その他の施設を利用する子どもについては、子育てのための施設等利用給付によって上限額の範囲内で無償となります。利用する施設により対象者、手続き等が異なります。

※子育てのための施設等利用給付認定は、通称で新1号・新2号・新3号認定と表現されることもあります。

※市町村民税非課税世帯とは4月～8月利用については前年度の、9月～翌3月利用については当該年度の市町村民税非課税世帯のことをいいます。

#### ■利用施設における補助について

##### (1) 認可保育所・認定こども園・新制度幼稚園・地域型保育事業（家庭的保育事業）を利用する方

対象者	3～5歳児クラスの子ども及び市町村民税非課税世帯の0～2歳児クラスの子ども（幼稚園の満3歳児クラスを含む。）
無償化の内容	保育料が無償（市が定める保育料が0円）となります。
手続き	手続きは不要です。

##### (2) 現行制度幼稚園を利用する方

対象者	満3～5歳児クラスの子ども ※いわゆるプレ入園は対象外
無償化の内容	保育料・入園料を対象に、月額上限25,700円を給付
手続き	①施設利用開始までに、施設を通して市に「子育てのための施設等利用給付認定申請書（1号）」を提出する必要があります。申請書は、施設又は市ウェブサイトから入手してください。 ②給付方法については、「子育てのための施設等利用給付の給付方法について（P32）」をご確認ください。

##### (3) 現行制度・新制度幼稚園又は認定こども園（幼稚園機能部分）における預かり保育を利用する方

対象者	対象者1 保育の必要性がある3～5歳児クラスの子ども（※1） 対象者2 保育の必要性がある満3歳児クラス（満3歳となった日から最初の3月31日までの間にある子ども）の市町村民税非課税世帯の子ども（※1・2） ※1 保育の必要性の認定については、P31参照 ※2 市町村民税課税世帯については、満3歳児の幼稚園・認定こども園等の預かり保育補助（P32参照）があります。
無償化の内容	上記(1)(2)の保育料の補助に加えて、預かり保育の利用日数に応じて月額450円（対象者1については月額上限11,300円、対象者2については月額上限16,300円）を給付 ※預かり保育の実施日数が年間200日未満又は平日の預かり保育を含めた開所時間が8時間未満の園の場合は、預かり保育の月額上限の範囲内で認可外保育施設等の利用料についても給付対象となります。
手続き	①給付開始希望日までに、幼稚園を通して市に「子育てのための施設等利用給付認定申請書（2号・3号）」を提出する必要があります。対象者1が2号、対象者2が3号です。申請書は、施設又は市ウェブサイトから入手してください。 ②給付方法については、「子育てのための施設等利用給付の給付方法について（P32）」をご確認ください。

(4) 企業主導型保育事業を利用している方

対象者	対象者1 3～5歳児クラスの子ども 対象者2 0～2歳児クラスの市町村民税非課税世帯の子ども
無償化の内容	国が定める標準的な利用料が無償化となります。 ※標準的な利用料とは、国の企業主導型保育事業費補助金実施要綱に規定する利用者負担相当額です。詳細は、施設にお問い合わせください。
手続き	・従業員枠の利用者は、市への手続きは不要です。 ・地域枠の利用者は、施設利用開始日までに保育を必要とする認定（子どものための教育・保育給付認定2号・3号）を受ける必要があります。申請書は、施設又は市ウェブサイトから入手してください。

(5) 認可外保育施設（東京都認証保育所等）、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用している方

- ※認可外保育施設は、都道府県に届出をし、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受け（一部例外あり）、所在区市町村の確認を受けた施設が無償化の対象です。
- ※認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付状況については、施設が所在する都道府県、政令指定都市、中核市のウェブサイト等で確認できます。
- ※施設が区市町村の確認を受けているかどうかは、施設所在地の区市町村のウェブサイト等をご確認ください。市内施設については、市ウェブサイトに掲載しています。

対象者	対象者1 保育の必要性のある3～5歳児クラスの子ども 対象者2 保育の必要性のある0～2歳児クラスの市町村民税非課税世帯の子ども ※保育の必要性の認定については、下記参照
無償化の内容	対象者1 保育料を対象に、月額上限37,000円を給付 対象者2 保育料を対象に、月額上限42,000円を給付 ※複数の事業を利用した場合も、上限額の範囲内で給付の対象となります。
手続き	①給付開始希望日前までに市に「子育てのための施設等利用給付認定申請書（2号・3号）」提出をする必要があります。申請書は、施設又は市ウェブサイトから入手してください。 ②請求方法については、「子育てのための施設等利用給付の給付方法について（P32）」をご確認ください。

■ 保育の必要性の認定（子育てのための施設等利用給付認定（2号・3号））の要件及び添付書類

要件	必要書類
就労（被雇用者）（*）	就労証明書（就労内定中の方は、就労開始後に提出してください。）
就労（自営業、親族経営の従業員、業務委託受注者、フリーランス、会社役員等）（*）	①就労証明書 ②スケジュール表 ③自営実績書類（確定申告書・直近3か月の収入が分かる書類・営業許可証・開業届のいずれか） ※認可外保育施設利用児童が施設を利用開始した時点では、保護者が就労しており、利用開始後に下の子の出産に伴い育児休業を取得した場合に限り、育児休業中の認定が可能です。 ※上記の場合を除き、育児休業中の申請はできません。
出産（出産月及びその前後2か月の最長5か月間に限る。）	母子手帳のコピー（①父母氏名 ②分娩予定日の記載があるページ） ※①・②は、稲城市母子手帳のP1・4に記載されています。
疾病・障害	次のいずれかが必要になります。 ①診断書（希望する認定開始日を含む治療期間と家庭保育が困難であることの記載があるもの） ②障害者手帳等の写し
看護・介護（*）	①被看護者・被介護者の診断書又は障害者手帳等の写し ②スケジュール表
就学（*）	①在学証明書（学校が発行したもの） ②スケジュール表
求職活動（3か月間に限る。）	子育てのための施設等利用給付認定申請書（2号・3号）に面談日等を記載してください。

\* 「就労」「看護・介護」「就学」要件は、週12時間以上であることが必要です。

## ■子育てのための施設等利用給付の給付方法について

代理受領方式又は償還払い方式によって給付されます。

市内幼稚園・市内認定こども園・認証保育所は、原則代理受領方式です。それ以外の施設（事業）については、原則償還払い方式です。市外の施設については、施設又は所在自治体にお問い合わせください。

代理受領方式	本来の利用料から子育てのための施設等利用給付費を差し引いた残りの利用料を、利用者が施設に支払います。施設は、子育てのための施設等利用給付費を市から代理受領します。利用者の市への請求手続きは不要です。
償還払い方式	一旦利用料全額を施設に支払った後に、施設が発行する「領収証」及び「特定子ども子育て支援提供証明書」を添付し、市に子育てのための施設等利用給付費を請求してください。市から利用者に直接支給します。請求書の様式は、市ウェブサイトから入手してください。 ●請求締切日と支払日（年4回） 以下の締切日（土日祝日の場合は、翌開庁日）までの請求分を、翌月末頃に支払います。 ①7月15日 ②10月15日 ③1月15日、④翌年度4月15日 ※年度分を一括請求することも可能です。

## ■無償化の対象とならない費用

無償化の対象となる費用は、保育料に限ります。おやつや給食に係る食材料費、通園送迎費、行事費等は、自己負担です。

## 2 幼稚園・認可外保育施設の補助金

### ■私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金

国制度の無償化に加えて、保護者が実際に負担した保育料、入園料（※）・特定負担額・その他納付金の合計額を上限として、月額1,800円～6,200円（予定）を補助します。また、新入園児を対象に、入園した年度に限り入園準備金として年額10,000円を補助します。申請書は、施設を通して毎年6月頃に配布し、11月末頃と5月末頃に保護者に直接補助します。

※入園料が対象となるのは、東京都知事が認定する幼稚園類似の幼児施設利用者のみです。

※認定こども園については、幼稚園機能部分に在籍する児童のみ対象です。

### ■満3歳児の幼稚園・認定こども園等の預かり保育補助

市民税課税世帯で、保育の必要性がある場合は、満3歳児クラスに在籍するお子さんの預かり保育に係る保育料を補助します。日額単価450円×利用日数が1か月あたりの補助上限額です。

### ■稲城市認可外保育事業利用者利用料補助金

国の無償化の制度に加えて、認可外保育施設のうち東京都認証保育所及び企業主導型保育事業の従業員枠又は子どものための教育・保育認定を受けて地域枠を利用する方の保育料（実費を除く。）に対し、補助制度があります。申請書は、施設を通して前年度2月頃に配付します。市内の施設に年度途中入園の方は、園より随時配付します。市外の施設を利用する方は、市ウェブサイトから入手してください。

東京都認証保育所の利用者に対しては原則として施設による代理受領方式で支払い、企業主導型保育事業の利用者に対しては保護者に年4回（8月末・11月末・2月末・5月末（予定））に分けて直接支払います。

#### 【補助単価（月額上限額）等（予定）】

補助対象世帯			対象施設	利用者支援	第1子支援 多子世帯支援	合計	
補助基準額	0～2歳児	課税世帯	第1子	認証保育所 企業主導型保育所	20,000円	40,000円	60,000円
			第2子以降				
	3～5歳児	非課税世帯	第1子	認証保育所 企業主導型保育所	18,000円	—	18,000円
			第2子以降				
			第1子	認証保育所	18,000円	—	18,000円
			第2子以降		—	40,000円	40,000円

## IX よくある質問

### 認可保育所等の利用申込み・利用について

**Q 1 申込み時点と入所希望月の時点とで、就労先が違う（転職する）場合の提出書類は何ですか。**

A 1 申込み時点の就労証明書と入所希望月の時点の就労証明書（内定）の両方を提出してください。申込み後に転職をする場合は、申込み時に提出した就労証明書の就労時間（週の就労時間）と同等以上であることが必要です。就労時間が減った場合は、選考に影響が生じるため、内定取消しとなります。

**Q 2 派遣社員等で入所希望月の就労先が不明（契約更新予定）の場合の提出書類は何ですか。**

A 2 派遣社員で派遣元は変わらないが派遣先が未定で就労証明書（内定）の提出ができない場合は、現在の派遣先の就労証明書を提出してください。ただし、実際の利用開始月時点の派遣先は、現在の派遣先より就労時間（週の就労時間）が短くならないようにしてください。短くなった場合は、内定取消しとなります。また、契約更新する予定の場合は、通常通り現在の就労証明書を提出してください。契約更新できなかった場合は、内定取消しとなります。

**Q 3 委託を受けて事業を実施している場合（内職を含む。）の提出書類は何ですか。**

A 3 自営業と同様の書類を提出してください。

**Q 4 残業が多い場合、出張が多い場合は、何か提出する書類はありますか。**

A 4 選考は雇用契約の勤務時間で判断しますので、残業や出張があっても選考上優劣はつきません。したがって、追加で提出する書類はありません。

**Q 5 求職中でも申込みは可能ですか。**

A 5 申込み可能です。ただし、利用開始月を含む3か月以内に就労開始できない場合は、退所となります。

**Q 6 認可外保育所に通っていますが、施設に「保育受託証明書」を書いてもらえません。**

A 6 保育受託証明書の代わりに、施設との契約書の写しを提出してください。お子さんの氏名・保育施設名・利用開始日・利用期間・利用時間・利用料金が確認できるページの写しを提出してください。

**Q 7 申込み後に家庭状況が変わりましたが、届出は必要ですか。**

A 7 必要です。家庭状況が変わった場合は、保育所・保育ママ等利用申込内容変更申請書、家庭状況変更届と必要な添付書類を提出してください。特に、選考に関わる就労状況等が変更となった場合は、至急ご連絡の上、必要書類を提出してください。内定後に変更していたことが判明した場合は、内定取消しとなる場合があります。（P11参照）

**Q 8 利用希望施設等、申込み内容を変更したいです。どうすればいいですか。**

A 8 保育所・保育ママ等利用申込内容変更申請書、家庭状況変更届と必要な添付書類の提出が必要です。各利用申込受付期限（表紙ページ）までに提出してください。（P11参照）

**Q 9 申込書類は、毎月提出する必要がありますか。**

A 9 申込みは1回提出すると年度内有効ですので、毎月提出する必要はありません。

**Q 10 利用選考の基準は、先着順ですか。**

A 10 先着順ではありません。保育所等の選考における基準指数等により優先順位（指数）の高い方から順に内定します。

**Q 11 希望施設は、空きのある施設を上位の希望に入れたほうが入りやすいですか。**

A 11 希望施設は、通いたい順番に、通える範囲内の施設をご記入ください。指数により選考していますので、空きのある施設を上位の希望にしても、選考上有利になるということはありません。

**Q 12 就労証明書は、しおりに挟み込んであるもの（色紙）を使用しなければなりませんか。**

A 12 内容の判読に差し支えなければ、用紙の色は問いません。したがって、市ウェブサイトから就労証明書（稲城市様式）をダウンロードし、コピー用紙に印刷したものを提出しても問題ありません。

**Q13 育児休業中でも利用は可能ですか。**

A13 育児休業対象児は利用できませんが、育児休業対象児の上の子は、既に保育所を利用している場合のみ継続して利用可能です。ただし、新規に申込みをする場合は、利用開始月中に復職できないと退所となります。

**Q14 認可保育所を利用していますが、途中で仕事を辞めた場合は、引き続き利用できますか。**

A14 退職後、家庭での保育が可能となった場合は、原則として退所していただきます。ただし、退職後、求職活動をする場合は、3か月以内に保育認定要件を満たす時間（週3日以上かつ週12時間以上）の就労を開始すれば、継続利用ができます（就労証明書の提出が必要です）。

**Q15 希望施設の見学は可能ですか。**

A15 随時見学の申込みを受け付けていますので、事前に直接施設に連絡をしてください。

**転園申込みについて**

**Q16 市内転居により通っている認可保育所が遠くなりました。別の認可保育所に移ることはできますか。**

A16 引っ越し等の理由で市内認可保育所を移りたい場合は、保育所・保育ママ等転園申込書を提出してください。新規申込みの場合と同等に選考を行います。

**Q17 転園申込みをした場合は、現在在籍している園は退所になるのですか。**

A17 申込時点ですぐには退所になりません。現在在籍している園に通いながら、転園申込みを続けることができます。ただし、転園が内定した場合は、内定辞退はできず、転園月には現在在籍している園は退所となります。

**Q18 下の子の産前産後休業・育児休業を取得中で利用開始月中に復職する予定がなくても、稲城市内の保育所等への転園申込みができますか。**

A18 市内、市外問わず、認可保育所・認定こども園（保育所機能部分）・地域型保育事業からの転園の場合は、申込時点から利用開始月の前月末まで継続して当該施設に在籍している児童のみ、申込み可能です。ただし、利用開始月中に復職する予定がない場合は、最低指数（10点）で審査します。（P10・13参照）  
【例】5月末に上記施設を退所した場合は、6月の申込みは対象ですが、7月以降の申込みは対象外です。

**他市への転出・他市からの転入の場合**

**Q19 稲城市への転入・他市への転出を予定している場合は、利用申込みはどうすれば良いですか。**

A19 P10をご確認ください。また、他市への転出を予定している場合は、他市の利用申込みに必要な提出書類及び提出期限を確認してください。

**Q20 稲城市に転入予定です。転入後も現在通っている認可保育所に引き続き通うことはできますか。**

A20 現在通っている認可保育所のある区市町村で、転入後も引き続き利用が可能かどうかご確認ください。利用が可能である場合は、稲城市に転入後、申込手続き（P10参照）が必要となりますので、必ず子育て支援課の窓口までお越しください。

**Q21 稲城市から転出する予定です。転出後も現在通っている認可保育所に通うことはできますか。**

A21 稲城市から転出する時期が決まりましたら、通っている認可保育所及び稲城市子育て支援課まで申し出て、継続利用についてご相談ください。転出による「退所届」の提出が必要です。

稲城市から転出後、転出先の区市町村で転入の手続きを済ませた後、必ずその区市町村の保育所入所担当部署で現在通っている認可保育所に継続して通うための手続きをしてください。

**その他**

**Q22 このしおりは年度内に更新されるのですか。**

A22 基本的には年に1回発行します。それ以外の時期に更新する場合は、ウェブサイト版を更新します。

**Q23 募集人数は、申込前に公表されますか。**

A23 募集人数は選考直前で確定するため、申込前に公表はできませんが、前月の空き状況は市ウェブサイトにて公表しています。ただし、その数がそのまま次の選考人数となるわけではなく、その後の急な定員変更、入所、退所等により増減することがありますので、ご注意ください。

**Q24 認可保育所と認証保育所の違いについて教えてください。**

A24 認可保育所とは、部屋の面積、定員、保育士の人数等、都道府県の条例で定める認可保育所としての基準（国の基準に基づき規定）を満たしている施設です。認証保育所は、認可保育所に準じ、東京都が要綱で独自に定めた基準を満たす認可外保育施設の種類です。認可保育所の申込みは子育て支援課で受け付けますが、認証保育所は各施設への申込み・契約となります。

**Q25 幼稚園と認可保育所の違いについて教えてください。**

A25 幼稚園は学校教育施設で、教育を主な目的として各施設が選考していますが、認可保育所は児童福祉施設であり、保護者に代わって乳幼児を保育することを主な目的とし、市が利用調整しています。よって、認可保育所の利用は、保護者の仕事、病気、出産、介護等により日中お子さんの保育ができない場合に限定されます。

**Q26 施設に対する苦情があるが言いにくい場合は、どうしたらよいですか。**

A26 施設内や施設の重要事項説明書に示されている第三者委員会の連絡先に連絡する方法があります。

**Q27 施設において保育の質は確保されていますか。**

A27 法令の基準を満たしているかを東京都と稲城市が検査しています（家庭的保育事業は稲城市、認可外保育施設は都が検査しています。）。

**Q28 市は、どのような待機児童対策を実施していますか。**

A28 学識経験者、保護者の代表、教育・保育施設の代表者から構成された稲城市子ども・子育て会議において、教育・保育の需要を見込んだ稲城市こども計画を策定し、これらに沿って保育定員の確保や保育事業の充実等を進めています。

**いなぎ子育てブック**

赤ちゃんを授かったとき、子育てに困ったとき、悩んだとき、子どもと遊びに行くときなどにご活用ください。

子育てなどについて無料で相談できる子どもと子育て家庭の総合相談事業、家庭にヘルパーを派遣する育児支援ヘルパー事業など、保育所・幼稚園以外の情報も掲載しています。

**【配布・掲載場所】**

市ウェブサイト、子育て支援課、子ども家庭支援センター、おやこ包括支援センター、あそびの広場向陽台、平尾出張所、若葉台出張所



**各事業の問合せ先**

事業名	問合せ先
子どもと子育て家庭の総合相談事業	子ども家庭支援センター（TEL 378-6366）
子どもショートステイ事業	
育児支援ヘルパー事業	あそびの広場向陽台（TEL 370-0106）
あそびの広場事業（地域子育て支援拠点事業）	
利用者支援事業	
子育てサポーター事業	



① 第五保育園	⑩ 城山保育園南山	⑲ 大丸ゆうし保育園	★ 1 ピノキオ幼児舎稲城園
② ひらお保育園	⑪ 本郷ゆうし保育園	⑳ 子どもの森矢の口保育園	★ 2 稲城雲母保育園
③ 松葉保育園	⑫ メリーポピンズ稲城ルーム(本園)	① 上高 巨美	★ 3 保育ルームフェリーチェ稲城長沼園
④ 向陽台保育園	⑬ メリーポピンズ稲城ルーム(分園)	② 上高 有基	❖ 1 しいのみ保育園
⑤ 城山保育園	⑭ 稲城矢野口雲母保育園	■ 1 認定こども園サザンヒルズこども園	❖ 2 わかば台保育所
⑥ もみの木保育園長峰	⑮ 京王キッズプラッツよみうりランド	■ 2 認定こども園矢の口幼稚園	◆ 1 病後児保育室コロボックル
⑦ 若葉台バオバブ保育園	⑯ にじいろ保育園矢野口	■ 3 認定こども園青葉幼稚園	◆ 2 病児・病後児保育室ばんび
⑧ もみの木保育園若葉台	⑰ いなぎのぞみ保育園	■ 4 認定こども園梨花幼稚園	
⑨ 中島ゆうし保育園	⑱ しおどめ保育園稲城		

★・❖・◆は、地図上に記号のみ表示